

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成24年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

＜参考＞ 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

①評価結果の総括

- ・第3期中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。
- ・特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究に取り組むとともに、専門性と指導力の向上のため研修事業に取り組み、インターネットを活用した情報の収集・蓄積・提供を実施しており、全体として、一定の成果を挙げている。
- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づく取組や給与水準の適正化等、政府方針に対応した取組が適切になされている。

②平成24年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1)事業計画に関する事項

- ・特別支援教育のナショナルセンターとして、外部資金による研究、大学等との共同研究をさらに促進するなど、厳しい財政事情下にあってもなお一定の研究水準を維持するための努力が必要である。(項目別-p2参照)
- ・研修事業について、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、研修内容を柔軟に見直す必要がある。(項目別-p22参照)
- ・教育相談について、各都道府県における教育相談実施機関の自己解決能力の向上を図るため、コンサルテーションなど支援機能の充実を図りつつ、各都道府県における教育相談実施機関との連携・協力を更に進めることが必要である。

(2)業務運営に関する事項

- ・研究活動、研究成果の普及、人材育成のため研修等において情報システムが基盤となっており、情報セキュリティの重要性を強く認識した機能の強化、研修等の活動が行われている。引き続き、組織全体で情報セキュリティ対策の推進に努めていくべきである。(項目別-p72参照)

(3)その他

- ・中央教育審議会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示された方向性を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を果たすための取組を着実に進めていくことが期待される。

③特記事項

- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づき、不断の見直しを進めている。

文部科学省独立行政法人評価委員会
初等中等教育分科会 国立特別支援教育総合研究所部会 名簿

(委員)

◎ 岩井雄一 十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授

(臨時委員)

安藤隆男 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授

内田照雄 (社)日本自閉症協会理事

岡田哲也 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課主幹
兼教育課程指導室長

杉本由美子 特定非営利活動法人重度身体障害者と共に歩む会
地域交流室室長

○ 村林守 三重中京大学特別任用教授

(◎：部会長、○：部会長代理)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成24年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

| 項目名 | 中期目標期間中の評価の経年変化 [※] | | | | | 項目名 | 中期目標期間中の評価の経年変化 [※] | | | | |
|--|------------------------------|------|------|------|------|---|------------------------------|------|------|------|------|
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | A | A | | | | 4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 | A | A | | | |
| 1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献 | A | A | | | | (1)研究成果の普及促進等 | A | A | | | |
| (1)国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進 | A | A | | | | (2)特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 | A | A | | | |
| (2)評価システムの充実による研究の質の向上 | A | A | | | | II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | A | A | | | |
| (3)学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による实际的で総合的な研究の推進 | A | A | | | | III 予算、収支計画及び資金計画 | A | A | | | |
| 2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成 | A | A | | | | IV 短期借入金の限度額 | — | — | | | |
| (1)都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上 | A | A | | | | V 重要な財産の処分等に関する事項 | A | A | | | |
| (2)各障害種別に対応する指導者の専門性の向上 | S | S | | | | VI 外部資金導入の推進 | A | A | | | |
| (3)国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成 | A | A | | | | VII 剰余金の使途 | — | — | | | |
| (4)各都道府県等が実施する研修に対する支援 | A | A | | | | VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | A | A | | | |
| 3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施 | A | A | | | | | | | | | |
| (1)各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援 | A | A | | | | | | | | | |
| (2)各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 | A | A | | | | | | | | | |

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

※「—」は当該年度では該当がないことを、「／」は終了した事業を表す。

備考

本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

財務参考資料 【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

| 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 備考 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|-------|-------|-------|------|---------|
| 収入 | | | | | | 支出 | | | | | | 決算報告書より |
| 運営費交付金 | 1,252 | 1,419 | 1,343 | 1,082 | 987 | 人件費 | 717 | 786 | 704 | 741 | 653 | |
| 施設整備費補助金 | 48 | 25 | 32 | 24 | 19 | 業務経費 | 334 | 377 | 480 | 249 | 247 | |
| 受託事業等(間接経費含む) | 6 | 5 | 7 | 7 | 7 | 施設整備費 | 31 | 25 | 32 | 24 | 19 | |
| 諸収入(寄附金含む) | 12 | 41 | 15 | 13 | 11 | 受託事業等(間接経費含む) | 6 | 5 | 7 | 7 | 7 | |
| | | | | | | 一般管理費 | 53 | 60 | 86 | 57 | 57 | |
| | | | | | | 寄附金 | - | - | 1 | 3 | 4 | |
| 計 | 1,318 | 1,490 | 1,397 | 1,126 | 1,024 | 計 | 1,141 | 1,253 | 1,310 | 1,080 | 987 | |

(単位:百万円)

| 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 備考 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|----------|-------|-------|-------|-------|------|---------|
| 費用 | | | | | | 収益 | | | | | | 損益計算書より |
| 経常費用 | | | | | | 運営費交付金収益 | 1,090 | 1,182 | 1,275 | 1,029 | 942 | |
| 業務経費 | | | | | | 資産貸付収入 | 7 | 7 | 8 | 9 | 8 | |
| 人件費 | 589 | 652 | 593 | 632 | 559 | 文献複写料収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業経費 | 287 | 298 | 381 | 207 | 218 | 受託収入 | 1 | 1 | 2 | 2 | - | |
| 一般管理費 | | | | | | 寄付金収益 | 0 | - | 0 | 3 | 3 | |
| 人件費 | 145 | 160 | 147 | 149 | 139 | 補助金収益 | - | - | - | - | - | |
| その他管理費 | 41 | 42 | 43 | 36 | 37 | 資産見返負債戻入 | 17 | 15 | 15 | 23 | 23 | |
| 減価償却費 | 59 | 57 | 57 | 51 | 29 | 物品受贈益 | - | - | - | 2 | - | |
| 財務費用 | 4 | 3 | 1 | 0 | 1 | 受取利息 | 0 | 0 | - | - | - | |
| 雑損 | - | - | - | - | - | 雑益 | 10 | 9 | 11 | 9 | 9 | |
| 臨時損失 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 臨時利益 | - | - | - | - | - | |
| 計 | 1,125 | 1,212 | 1,223 | 1,076 | 983 | 計 | 1,125 | 1,214 | 1,311 | 1,077 | 985 | |
| | | | | | | 純利益 | 0 | 2 | 87 | 1 | 2 | |
| | | | | | | 総利益 | 0 | 2 | 87 | 1 | 2 | |

(単位:百万円)

| 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 備考 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| 資金支出 | | | | | | 資金収入 | | | | | | キャッシュ・フロー 計算書より |
| 業務活動による支出 | | | | | | 業務活動による収入 | | | | | | |
| 原材料、商品又はサービスの購入による支出 | 247 | 247 | 305 | 250 | 196 | 運営費交付金による収入 | 1,176 | 1,260 | 1,138 | 1,082 | 939 | |
| 人件費支出 | 797 | 738 | 796 | 712 | 702 | 受託収入 | 1 | 1 | 2 | 2 | - | |
| その他の業務支出 | 91 | 78 | 75 | 65 | 46 | 寄付金収入 | 0 | 30 | 2 | 0 | 1 | |
| 国庫納付金への支出 | - | - | - | 124 | - | 資産貸付収入 | 7 | 7 | 8 | 9 | 8 | |
| 投資活動による支出 | | | | | | 文献複写料収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 固定資産の取得による支出 | 35 | 35 | 77 | 52 | 30 | 補助金収入 | - | - | - | - | - | |
| その他の支出 | - | - | - | - | - | その他の収入 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 | |
| 財務活動による支出 | 41 | 42 | 44 | 38 | 10 | 投資活動による収入 | | | | | | |
| 翌年度への繰越金 | 277 | 470 | 365 | 236 | 233 | 施設費による収入 | 31 | 25 | 32 | 10 | 23 | |
| | | | | | | その他の収入 | 0 | 0 | - | - | - | |
| | | | | | | 財務活動による収入 | - | - | - | - | - | |
| | | | | | | 前年度よりの繰越金 | 263 | 277 | 470 | 365 | 237 | |
| 計 | 1,488 | 1,610 | 1,662 | 1,477 | 1,217 | 計 | 1,488 | 1,610 | 1,661 | 1,477 | 1,217 | |

※該当がない項目は、「-」としております。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

| 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 資産 | | | | | | 負債 | | | | | | 貸借対照表より |
| 流動資産 | | | | | | 流動負債 | | | | | | |
| 現金及び預金 | 277 | 470 | 365 | 236 | 233 | 運営費交付金債務 | 158 | 205 | 0 | 48 | 40 | |
| 有価証券 | - | - | - | - | - | 預り寄附金 | - | - | - | 3 | 3 | |
| 未収金等 | 0 | 0 | 1 | 15 | 11 | 未払金等 | 122 | 230 | 230 | 162 | 182 | |
| 前払費用 | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 預り金 | 6 | 14 | 13 | 12 | 16 | |
| その他の流動資産 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 固定負債 | | | | | | |
| 固定資産 | | | | | | 資産見返負債 | 36 | 53 | 108 | 89 | 73 | |
| 有形固定資産 | 6,781 | 6,617 | 6,484 | 6,311 | 6,224 | 長期預り寄附金 | - | 28 | 28 | 25 | 22 | |
| 無形固定資産 | 1 | 0 | 14 | 11 | 8 | 長期未払金 | 75 | 30 | - | - | 40 | |
| その他の資産 | 2 | - | - | - | - | | | | | | | |
| | | | | | | 負債合計 | 397 | 560 | 378 | 340 | 376 | |
| | | | | | | 資本 | | | | | | |
| | | | | | | 資本金 | 6,048 | 6,048 | 6,048 | 6,048 | 6,048 | |
| | | | | | | 資本剰余金 | 584 | 445 | 313 | 185 | 51 | |
| | | | | | | 利益剰余金 | 35 | 37 | 124 | 1 | 3 | |
| | | | | | | (うち当期未処分利益) | | | | | | |
| | | | | | | 資本合計 | 6,667 | 6,530 | 6,486 | 6,234 | 6,102 | |
| 資産合計 | 7,064 | 7,090 | 6,864 | 6,574 | 6,478 | 負債資本合計 | 7,064 | 7,090 | 6,864 | 6,574 | 6,478 | |

※該当がない項目は、「-」としております。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

| 区分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 備考 |
|-------------------------------------|------|------|------|------|------|----|
| I 当期未処分利益 | | | | | | |
| 当期総利益 | 0 | 2 | 87 | 1 | 2 | |
| 前期繰越欠損金 | - | - | - | - | - | |
| | | | | | | |
| II 利益処分額 | | | | | | |
| 積立金 | 0 | 2 | 87 | 1 | 2 | |
| 独立行政法人通則法第44条第3項により 主務大臣の承認を受けた額 | - | - | - | - | - | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※該当がない項目は、「-」としております。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

| 職種※ | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 備考 |
|----------|------|------|------|------|------|---------------|
| 定年制研究職員 | 44 | 45 | 44 | 41 | 38 | 3月31日現在(役員除く) |
| 任期制研究系職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 定年制事務職員 | 26 | 26 | 24 | 23 | 24 | |
| 任期制事務職員 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| | | | | | | |

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

| | | | | | |
|---------|----|----|----|----|----|
| 定年制事務職員 | 27 | 26 | 26 | 24 | 23 |
| 任期制事務職員 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成24年度に係る業務の実績に関する評価

| 【(大項目)1】 | I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|---|--------------|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|----|----|----|----|----|--------------|--------------|-----|-----|
| | | H23 A | H24 A | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【(中項目)1-1】 | 1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 619 1384 815"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>471</td> <td>496</td> <td>500</td> <td>421</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研究活動の事業費用の額である。</p> | (中期目標期間) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 決算額(百万円) | 471 | 496 | 500 | 421 | 353 | 従事人員数(人) | 30 | 31 | 32 | 26 | 24 | H23 A | H24 A | H25 | H26 |
| (中期目標期間) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算額(百万円) | 471 | 496 | 500 | 421 | 353 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従事人員数(人) | 30 | 31 | 32 | 26 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【(小項目)1-1-1】 | (1)国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 | <p>① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。</p> <p>イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究 教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。</p> <p>ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究 障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究を実施する。</p> | H23 A | H24 A | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>実績報告書等 参照箇所 平成24年度事業報告書18頁～23頁</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- ② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。
- イ 中長期を展望し平成20年8月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。
 - ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。
 - ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。
 - ニ 特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。
- ③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。

| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------|-------|------|-------|------------------------------------|-----------|-------|---|-----------|-------|---|-----------|--|
| <p>特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献したか。</p> <p>(独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について(以下、「勧告の方向性」という。))</p> <p>特別支援教育に関する研究については、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、先導的な指導方法の開発に係る研究など国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実際的な研究に一層精選、重点化するものとしたか。</p> <p>(独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(以下、「基本方針」という。))</p> <p>ナショナルセンターとして行うべき実際的・先導的研究課題を精選したか。</p> | <p>○第3期中期目標期間の平成24年度計画にしたがい、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施した。</p> <p>平成24年度に取り組んだ研究は、研究所が主体となって実施し、運営費交付金を主たる財源とする基幹研究としては、専門研究Aが5課題、専門研究Bが5課題、専門研究Dが3課題であり、共同研究は2課題であった。このうち、専門研究Aの3課題、専門研究Bの2課題を「重点推進研究」として取り組んだ。</p> <p>平成24年度実施研究課題一覧</p> <table border="1" data-bbox="651 1094 1478 1461"> <thead> <tr> <th>研究種別</th> <th>研究課題名</th> <th>研究期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門研究A</td> <td>特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究</td> <td>平成24～25年度</td> </tr> <tr> <td>専門研究A</td> <td>特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究</td> <td>平成23～24年度</td> </tr> <tr> <td>専門研究A</td> <td>インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究</td> <td>平成23～24年度</td> </tr> </tbody> </table> | 研究種別 | 研究課題名 | 研究期間 | 専門研究A | 特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究 | 平成24～25年度 | 専門研究A | 特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究 | 平成23～24年度 | 専門研究A | インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究 | 平成23～24年度 | <p>・「研究基本計画」のもとに特別支援教育の動向や現場のニーズ把握を踏まえて各年度の計画が立てられ、それに基づいて、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究を精選、重点化して実施している。</p> <p>また、都道府県教育委員会など関係機関を対象に研究ニーズ調査を行い、研究計画の改善や研究活動に反映している。</p> <p>さらに、研究活動の外部評価においても、研究課題の設定については、すべてA+またはA評価を受けている。</p> <p>以上からは、「国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献した」と判断でき、中期計画以上の実績を上げていると評価される。</p> <p>・運営交付金を主たる財源とする基幹研究については、予算規模が漸減する中で、ナショナルセンターとしての研究の質を担保するために、専門研究の課題の精選、重点化に努めており評価できる。</p> <p>この他に、運営交付金に依らない研究として、外部資金研究、受託研究、共同研究を事業計画に位置づけているが、</p> |
| 研究種別 | 研究課題名 | 研究期間 | | | | | | | | | | | | |
| 専門研究A | 特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究 | 平成24～25年度 | | | | | | | | | | | | |
| 専門研究A | 特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究 | 平成23～24年度 | | | | | | | | | | | | |
| 専門研究A | インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究 | 平成23～24年度 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--------|--|-------------|--|
| | 専門研究 A | インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究 | 平成 23～24 年度 | <p>予算、人員の増加が見込みにくい現状にあって、これら研究の全体計画における意味づけをさらに明確にし、大学等との共同研究などをさらに促進することが必要である。</p> <p>・平成 24 年 2 月に改訂した「研究基本計画」と平成 24 年度計画に基づいて、研究ニーズ調査結果等を踏まえ、研究活動が展開されている。また、「研究基本計画」に基づき、研究活動を戦略的かつ組織的に行うために、研究の進行管理等を行う「研究班」を引き続き設けられており、「研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班」が整備されていると認められる。</p> <p>・研究企画書を作成し、研究所内でヒアリングや検討を行い、進めるべきと判断された研究課題について実施するなど、ニーズに基づいて計画的に研究課題を選定するための手続が確立している。また、都道府県教育委員会等への研究ニーズ調査を実施し、研究課題の必要性、研究内容等について見直しが行われている。</p> <p>・研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、平成 24 年度実施の研究課題について、平成 24 年 1～2 月にかけて研究ニーズ調査を都道府県・指定都市教育委員会、教育センター、関係学校長会等に対して実施している。 また、寄せられた研究課題への意見は、研究計画や研究内容に反映させている。</p> <p>・研究期間は、1 年または 2 年に設定されており、その成果は研究期間終了後速やかにまとめられているものと認められる。平成 23 年度に終了した研究課題の成果については、「研究成果報告書サマリー集(平成 23 年度終了課題)」を、新たに作成し、全国の市区町村教育委員会など関係機関に送付するとともに、ウェブサイトに掲載することなどにより、教育現場等に迅速に還元されている。 また、研究成果報告書の印刷形式での配布を原則取りや</p> |
| | 専門研究 A | デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－ | 平成 24～25 年度 | |
| | 専門研究 B | 特別支援学校(視覚障害)における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ICT の役割を重視しながら－ | 平成 24～25 年度 | |
| | 専門研究 B | 特別支援学校(肢体不自由)の AT・ICT 活用の促進に関する研究－小・中学校等への支援を目指して－ | 平成 24～25 年度 | |
| | 専門研究 B | ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の効果の検討－ | 平成 24～25 年度 | |
| | 専門研究 B | 自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究 | 平成 24～25 年度 | |
| | 専門研究 B | 高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－ | 平成 24～25 年度 | |
| | 専門研究 D | 聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究 | 平成 24 年度 | |
| | 専門研究 D | 特別支援学校(知的障害)における学習評価の現状と課題の検討 | 平成 24 年度 | |
| | 専門研究 D | 重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価に関する研究～現在及び将来を支える教育計画とその実施に関する予備的研究～ | 平成 24 年度 | |

| | | | |
|--|--|-----------------|---|
| 共同研究 | 墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成 弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究 | 平成 23～ 24 年度 | めることとし、経費の節減も図られている。 |
| <p>(研究課題数、予算)</p> <p>平成 23 年度:21 課題、123,216 千円</p> <p>平成 24 年度:15 課題、110,895 千円</p> <p>また、平成 24 年度においても、厳しい財政状況下にあつて、本研究所では、前年度から継続となるものを含め、実際の・先導的研究課題への対応という観点を踏まえて精選し、研究課題数を絞り込む一方で、評価システムの充実による研究の質の向上を行うことで、一定の研究水準を維持するよう努めているところである。</p> <p>具体的には、研究の企画立案や実施について、当該研究の概要を予め都道府県等教育委員会や関係団体等に対し意見照会(研究ニーズ調査)を行うことで、教育現場のニーズ等を的確に反映するとともに、研究の進捗状況等について行う中間評価等の内部評価及び研究所が外部に委嘱する評価者による外部評価を行うことで、これらの評価を研究の質的向上に生かすようにしている。さらに、第 3 期中期計画に基づき、この評価システムについて不断の見直しを行うこととしている。</p> <p>研究についてこれまで精選、重点化を進めていることから、あえて「重点推進研究」としてのカテゴリーを平成 25 年度からは設けないこととした。また、専門研究 D は、平成 25 年度から「専門研究 A、専門研究 B につなげることを目指して実施する予備的、準備的研究」と名称変更することとした。</p> <p>更に、文部科学省が平成 24 年 12 月 5 日に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」では、当研究所の 4 名の研究者が特別研究協力者となっており、この調査結果公表の際、今後調査研究が必要と考えられる事項とされた点等について、調査結果を補強するため、文部科学省と協力して平成 25 年度フォローアップ調査を行うこととした。</p> | | | <p>・平成23年度に創設した中期特定研究制度に基づき、「インクルーシブ教育システムに関する研究(平成 23 年度～27 年度)」、「特別支援教育におけるICTの活用に関する研究(平成 23 年度～27 年度)」の二つのテーマを総合的に解決するための研究が着実に実施されている。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>研究計画を策定し研究体制の整備を進めたか。</p> <p>イ 平成24年2月に改訂した研究基本計画に基づいて、様々な研究ニーズを見極めつつ、研究活動を展開する。</p> | <p>○平成24年2月に改訂した「研究基本計画」及び平成24年度計画にしたがい、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化、研究活動を展開した。</p> <p>研究課題を提案する仕組みの検討にあたっては、研究基本計画やこれまでの研究ニーズ調査結果等を踏まえ、各研究班において研究課題を検討し、研究企画書を作成することとしている。この研究企画書に基づき、研究所内でヒアリングを実施し、研究の妥当性や必要性について検討を行い、研究実施計画書の作成を進めるべきと判断されたものについては、計画書の作成を進めるとともに並行して、当該研究の概要について都道府県等教育委員会や関係団体等に対し意見照会(研究ニーズ調査)を行っている。その研究ニーズ調査の結果も踏まえ、研究実施計画書について研究所内でヒアリングを実施し、必要に応じて見直しを行うこととしている。このような手続を経て、特別支援教育のナショナルセンターとしての研究水準の確保に努めている。</p> <p>また、研究課題の検討を行う際に、各研究班の班長が集まる研究班長会議において、議長である企画部長から、研究活動についての基本的な考え方を各研究班長に周知することで、研究課題の提案に資することとしている。</p> | |
| <p>ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。</p> | <p>○平成24年2月に改訂した「研究基本計画」に基づき、研究活動を戦略的かつ組織的に行うために、各年度の研究計画を立案するとともに、研究の進行管理等を行う「研究班」を引き続き設けた。</p> <p>具体的には、以下の通りである。</p> <p>特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応する研究班 3班</p> <p>障害のある子どもの教育の在り方に関する研究班(在り方班)</p> <p>特別支援教育の推進に関する研究班(推進班)</p> <p>ICT 及びアシスティブ・テクノロジーに関する研究班(ICT・AT 班)</p> <p>障害種別専門分野の課題に対応する研究班 9班</p> <p>視覚障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(視覚班)</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元する。研究課題については、その必要性、研究内容等について見直しを行う。また、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。</p> <p>ニ 平成23年度に創設した中期特定研究制度に基づき、特別支援教育全体に関わる重点的な課題である次の研究テーマを総合的に解決するための研究を実施する。 [研究テーマ1] インクルーシブ教育システムに関する研</p> | <p>聴覚障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(聴覚班) 知的障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(知的班) 肢体不自由のある子どもの特別支援教育に関する研究班 (肢体不自由班) 病弱・身体虚弱等にある子どもの特別支援教育に関する研究班 (病弱班) 言語障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(言語班) 自閉症のある子どもの特別支援教育に関する研究班(自閉症班) 発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)のある子ども又は情緒障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(発達・情緒班) 重複障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(重複班)</p> <p>○平成 23 年度の研究課題全体を俯瞰して、研究成果をよりわかりやすく普及するために、その年度に終了する研究課題の成果等を簡潔にまとめた「研究成果報告書サマリー集(平成23年度終了課題)」を、新たに作成しウェブサイトに掲載するとともに、関係機関等へ送付した。これを全国の市区町村教育委員会 1,786 箇所を送付先とし、その他、主催の平成24年度国立特別支援教育総合研究所セミナー(定員:700名)の参加者にも配布することにより、研究成果を教育現場等に還元する取組を進めた。一方、研究成果報告書は印刷形式での配布を原則取りやめることとし、ウェブサイトからのダウンロードを奨励することにより印刷費や送料等の経費の削減を図った。</p> <p>また、研究課題については、引き続き、都道府県教育委員会等への研究ニーズ調査を実施し、研究課題の設定や研究内容の見直しに生かしている。</p> <p>なお、平成24年度において実施した研究課題15課題のうち研究期間を1年とした課題が3課題、2年とした課題が12課題であった。</p> <p>○特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める「中期特定研究」を平成23年度より開始している。研究テーマは、引き続き「インクルーシブ教育システムに関する研究」、「特別支援教育におけるICTの活用に関する研究」とし、「インクルーシブ教育システムに関する研究」については2課題、「特別支援教育にお</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>究(平成 23 年度～27 年度) [研究テーマ2] 特別支援教育におけるICTの活用に関する研究(平成 23 年度～27 年度)</p> <p>研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施したか。</p> | <p>ける ICT の活用に関する研究」については 3 課題取り組んだ。</p> <p>○平成 24 年度実施の研究課題については、研究ニーズ調査を都道府県・指定都市教育委員会、教育センター、関係学校長会及び全国特別支援教育推進連盟などの延べ 180 機関の組織・団体等を対象に平成 24 年 1～2 月にかけて実施し、80 機関から回答が寄せられた。</p> <p>また、同時期にウェブサイト上でも意見募集として広く国民から意見を募集し、3 件の意見が寄せられた。</p> <p>平成 25 年度実施の研究課題については、研究ニーズ調査を都道府県・指定都市教育委員会、教育センター、関係学校長会及び全国特別支援教育推進連盟などの延べ 180 機関の組織・団体等を対象に平成 25 年 1～2 月にかけて実施し、88 機関から回答が寄せられた。</p> <p>また、同時期にウェブサイト上でも意見募集として広く国民から意見を募集し、6 件の意見が寄せられた。</p> <p>これらを通じて寄せられた意見・要望は各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させた。</p> <p>平成 24 年度実施の研究課題及びその概要に対していただいた意見は、当該研究を担当する各研究チームで対応を検討し、研究計画の改善や研究活動の実施に活用させていただいている。</p> <p>各研究課題に対していただいた意見とそれを受けての対応状況は、以下の通りである。</p> <p>・専門研究 A「デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－」(平成 24～25 年度)については、ICT に詳しくない教職員にも理解しやすい平易な表現で示されているガイドラインを作成し、障害特性に応じた具体的な使用例を発信していただきたいという意見をいただいた。作成したガイドラインについては専門用語に解説を加えたり、視覚障害や肢体不自由のある児童生徒への使用例を取り上げることとした。</p> <p>・専門研究 B「特別支援学校(視覚障害)における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ICT の役割を重視しながら－」(平成 24～25</p> | |
|---|---|--|

年度)については、近年、全盲であっても小学校入学段階では地元の小学校に弱視学級の設置を要望し、入学するという場合が多く、ICT を活用した外部支援の充実は緊急課題であるという意見をいただいた。通常学級での ICT 機器等活用支援と教材作成に関するデータの発信と受信等の遠隔支援について取り上げることとした。

・専門研究 B「ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の効果の検討－」(平成 24～25 年度)については、ことばの遅れと一括りにされてきた子どもの障害がどのような困難として生活上にあらわれているのかを示してほしいという意見をいただいた。幼児期から学齢期にかけての子どもの障害や生活上や学習上の困難さに関する事例を取り上げ、子どもの実態把握の視点や指導方法や内容が具体的に示されるよう取り組んだ。

また、平成 25 年度以降に実施が望まれる研究課題等に関していただいた意見については、新規研究の計画立案の参考とさせていただいている。

具体的には、以下の通りである。

・インクルーシブ教育システム構築に向けた地域のネットワークの在り方、実際的な連携の在り方、小中学校内の組織づくりや指導体制、教育課程、指導方法、支援方法等の工夫等に関する研究を望むという意見が多くいただいた。中期特定研究のテーマ「インクルーシブ教育システムに関する研究」(平成 23～27 年度)のもと、平成 23～24 年度は、専門研究 A「特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」及び「教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」の研究に着手した。これらの研究成果を生かし、平成 25～26 年度は、専門研究 A「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する研究」を新規の課題として取り上げることとした。

| 【(小項目)1-1-2】 | (2)評価システムの充実による研究の質の向上 | 【評定】 A | | | |
|---|--|--|-----|-----|-----|
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対する研究ニーズ調査をする。</p> <p>② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。</p> <p>③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。</p> <p>④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価(事後評価)を実施するシステムを構築する。</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | A | A | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| | | 平成24年度事業報告書24頁～30頁 | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | |
| <p>研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対する研究ニーズ調査をしたか。</p> | <p>○平成25年度実施の研究課題については、研究ニーズ調査を都道府県・指定都市教育委員会、教育センター、関係学校長会及び全国特別支援教育推進連盟などの延べ180機関の組織・団体等を対象に平成25年1～2月にかけて実施し、88機関から回答が寄せられた。</p> <p>また、同時期にウェブサイト上でも意見募集として広く国民から意見を募集し、6件の意見が寄せられた。</p> <p>寄せられた意見については、情報共有を図り、研究班及び研究チームに伝達し、研究計画に反映したりするなど、教育現場のニーズを研究の質の向上に反映させる運用を行った。</p> <p>また、平成25年度以降に実施が望まれる研究課題等に関していただいた意見については、新規研究の計画立案の参考とさせていただいている。</p> <p>具体的には、以下の通りである。</p> <p>・インクルーシブ教育システム構築に向けた地域のネットワークの在り方、実際的な連携の在り方、小中学校内の組織づくりや指導体制、教育課程、指導方法、支援方法等の工夫等に関する研究を望むという意見が多くあった。中期特定研究のテーマ「インクルーシブ教育システムに関する研究」(平成23～27年度)のもとで、平成23～24年度は、専門研究A「特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」と専門研究A「教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」の2つの研究に取り組んできたが、これらの研究成果を生かし、平成25～26年度</p> | <p>・平成25年度実施の研究課題について、都道府県・指定都市教育委員会、教育センター、関係学校長会及び全国特別支援教育推進連盟などを対象に研究ニーズ調査が実施されている。</p> <p>それを踏まえて研究課題を選定するための手続きも確立されており、「事業報告書」には、いくつかの反映事例(選定した研究課題についてこのような意見があったというもの)が掲げられている。</p> <p>・研究課題に対する内部評価及び外部評価の仕組みは確立されており、平成24年度に行われた各研究課題について内部評価と外部評価が行われている。外部評価については、「研究課題設定の意義」という評価項目が設けられており、「国の政策立案や施策推進の観点から」または「地方自治体や学校教育等のニーズ観点から」評価されているが、評価結果はいずれもA+(非常に優れている)またはA(優れている)との評価を受けた。</p> <p>外部評価の結果は、総合評価、項目別評価のいずれにおいても、すべての研究課題が、A+(非常に優れている)またはA(優れている)との評価を受けており、高い研究の質を達成しているものと認められる。</p> | | | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施したか。また、評価システムについては不断の見直しを行ったか。</p> | <p>は、文部科学省が実施するモデル事業等の実践等も参考しながら、専門研究 A「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する研究」を新規の課題として取り上げることとした。</p> <p>○平成 24 年度に行われた各研究課題について国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から内部評価及び外部評価を実施した。 (内部評価の実施)</p> <p>内部評価については、各上席総括研究員が評価委員となり、研究実施期間を通じて研究の進捗状況や研究成果を評価する内部評価システムにより、評価を行った。内部評価システムの間接評価は、2 年研究の場合は、研究開始年度の 10 月に中間評価Ⅰ、3 月に初年度評価(重点推進研究のみ)及び研究終了年度の 6 月・12 月に中間評価Ⅱ・Ⅲを実施した。また、1 年研究、2 年研究ともに、研究終了年度の 3 月に最終評価を実施した。最終評価の対象となったものは、平成 24 年度に成果をまとめた専門研究 A3 課題、共同研究 2 課題、初年度評価の対象となったのは平成 24 年度に継続する専門研究 A で重点推進研究となっている 1 課題及び専門研究 B で重点推進研究となっている 2 課題である。</p> <p>中間評価結果(初年度評価結果を含む)及び最終評価結果は、速やかに研究代表者に伝達し、次年度以降の研究内容や研究実施計画の改善に生かしている。</p> <p>(外部評価の実施)</p> <p>外部評価については、当研究所運営委員会の下に設置している外部評価部会において、運営委員会会長が指名する運営委員 11 名と運営委員以外の学識経験者 7 名、計 18 名の評価委員にて評価を実施した。</p> <p>評価対象課題は、平成 24 年度に成果をまとめる専門研究 A は 3 課題、共同研究は 2 課題、平成 25 年度に継続する専門研究 A で重点推進研究となっている 1 課題及び専門研究 B で重点推進研究となっている 2 課題である。</p> <p>評価結果は、外部評価結果報告書としてとりまとめ、内部評価と同様に研究代表者に伝達し、研究実施計画の改善や次年度以降の研究内容、研究実施計画の改善に生かしている。</p> | <p>中期特定研究制度についても、平成 23 年度に構築した評価システムに基づき、中期特定研究の各課題について内部評価及び外部評価などを実施し、中間評価を進めている。</p> <p>・平成 25 年 1～2 月にウェブサイトを活用し、平成 25 年度の研究計画に対する研究ニーズ調査、及び平成 25 年度継続の研究課題についての意見募集を実施している。</p> <p>また、平成 23 年度に終了した研究課題の研究成果報告書等をウェブサイトへ掲載し、国民からの意見を収集しており、ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用している。</p> |
|--|---|---|

(内部評価結果及び外部評価結果の概要)

研究活動の評価については、終了課題においては研究目標の妥当性、研究の達成状況及び研究の成果の観点から、継続課題においては研究目標の妥当性、研究の進捗状況の観点からそれぞれ評価を行い、その結果を踏まえた総合評価を下記の5段階の評価で行った。

A+(5点):非常に優れている。

A(4点):優れている。

B(3点):普通である。

C(2点):劣っている。※

C-(1点):極めて劣っている。※

※初年度評価については

C(2点):努力を要するレベルにある。

C-(1点):実施方法の改善が必要である。

平成24年度内部評価結果及び外部評価結果

○終了課題

| 研究種別 | 研究課題名 (研究の種類) | 研究期間 | 内部評価 (総合評価) | 外部評価 (総合評価) |
|-----------------|---|-----------|----------------|----------------|
| 専門研究A (重点推進) | インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究 | 平成23～24年度 | A+ | A+ |
| 専門研究A (重点推進) | インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究 | 平成23～24年度 | A | A |
| 専門研究A (重点推進) | 特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究 | 平成23～24年度 | A | A |

| | | | | |
|------|--|-----------|---|----|
| 共同研究 | 墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成 | 平成23～24年度 | A | A+ |
| 共同研究 | 弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究 | 平成23～24年度 | A | A |

○初年度評価対象課題

| 研究種別 | 研究課題名 (研究の種類) | 研究期間 | 内部評価 (総合評価) | 外部評価 (総合評価) |
|-----------------|---|-----------|----------------|----------------|
| 専門研究A (重点推進) | 特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究 | 平成24～25年度 | A | A |
| 専門研究B (重点推進) | 自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究 | 平成24～25年度 | A | A |
| 専門研究B (重点推進) | 高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－ | 平成24～25年度 | A | A |

総合評価の状況

| | | | | | |
|---------|-----|---|---------|-----|---|
| 内部評価 A+ | ... | 1 | 外部評価 A+ | ... | 2 |
| A | ... | 7 | A | ... | 6 |

また、評価システムについて、平成24年度に見直しを行い、平成25年

| | | |
|---|---|--|
| <p>ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用したか。</p> | <p>度から新たな評価システムを実施することとした。</p> <p>専門研究 A・B は中間評価を 3 回(1 年目の 10 月、2 年目の 6 月と 12 月)実施していたが、12 月の評価結果に基づき研究の修正を行うことは日程的に難しいため、2 年目の 6 月と 12 月の中間評価を 2 年目の 10 月に統合する。このことにより、ただ単に、回数を減らしただけではなく、2 年目の 6 月と 12 月のそれぞれの評価の観点について双方の観点を取り入れるなど、評価業務の効率化を図り、これを 10 月という研究の修正可能な時期に実施することにより、研究成果の質の向上に資することとした。よって中間評価は、1 年目の 10 月と 2 年目の 10 月に実施する。また、研究についてこれまで、精選、重点化を進めていることから、あえて「重点推進研究」としてカテゴリーを設ける必要はないこととした。しかし、これは実施している全ての研究が重点推進研究を図るべきものと位置付けられていると意味するので、このことを踏まえ、今後、新規に実施する全ての専門研究 A・B は初年度評価及び外部評価(初年度評価)を実施することとした。</p> <p>○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研究への重点化を図るため、ウェブサイトを活用し教育現場等や広く国民から意見や情報の収集を実施した。意見や情報の収集にあたっては、メールマガジンの配信、研究所セミナーでの案内及び研修修了者への情報提供を実施した。</p> <p>(事前)</p> <p>平成 25 年 1～2 月に、平成 25 年度の研究計画に対する研究ニーズ調査を都道府県教育委員会、全国特別支援学校長会など延べ 180 の組織・団体等を対象に実施したが、これに合わせて、教員、保護者、社会一般からもウェブサイト上での意見募集を実施し、寄せられた意見や要望を各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させた。</p> <p>(中間)</p> <p>平成 25 年度継続の研究課題について、平成 25 年 1～2 月にウェブサイトを活用し広く意見を受け付けた。</p> <p>(事後)</p> <p>平成 23 年度に終了した研究課題については、研究成果報告書及び研究成果報告書サマリー集を作成した上でウェブサイトへ掲載をすることにより国民からの意見収集を行えるよう措置をした。</p> | |
|---|---|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>中期特定研究制度について、平成23年度に構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。</p> | <p>○平成23年度より開始した中期特定研究制度について、中期特定評価システムに基づき、中間評価の内部評価及び外部評価を実施した。</p> <p>(中期特定研究評価システム)</p> <p>1. 評価の趣旨</p> <p>①研究全体としての5年間の目標の達成状況</p> <p>②中期計画との関連で研究として適切であるかどうかを評価する。</p> <p>2. 評価の構成と実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期特定研究の評価は、事前評価、中間評価、最終評価で構成する。 ・それぞれの評価で、内部評価と外部評価を実施する。 ・中間評価は、中期特定研究2年次終了及び4年次終了時とする。 <p>※専門研究 A、B(及び重点推進研究)としては、他の研究課題同様、個々に別途評価。</p> <p>3. 評価の方法</p> <p>○内部評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事(企画部長)が評価し、その結果を評価委員会に報告する。 ・評価委員会で評価を決定し、評価結果は評価委員会委員長より中期特定研究を主管する研究班長に通知する。 <p>○外部評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会において評価する。 <p>(内部評価の実施)</p> <p>内部評価については、企画部長が評価者となり、実施計画の進捗状況及び中期特定研究としての成果の観点から評価を実施した。</p> <p>(外部評価の実施)</p> <p>外部評価については、実施計画の進捗状況及び中期特定研究としての成果の観点から運営委員会にて評価を実施した。</p> | |
|---|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--|-----|-----|-----|
| 【(小項目)1-1-3】 | (3)学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進 | 【評定】 A | | | |
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施する。</p> <p>イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。</p> <p>ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。</p> <p>ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。</p> <p>ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。</p> <p>② 大学などの基礎的研究と研究所の実際的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。</p> <p>イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。</p> <p>ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。</p> <p>③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等とのシンポジウムを適宜開催するなど、海外との研究交流を推進する。</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | A | A | | |
| 実績報告書等 参照箇所 | | | | | |
| 平成24年度事業報告書31頁～33頁 | | | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | |
| <p>相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施したか。</p> <p>イ 平成23年度に統合した新たな研究協力者及び研究協力機関制度を実施する。</p> | <p>○平成23年度において研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みとして、研究協力者及び研究協力機関の公募制度を創設した。平成24年度の研究活動実施に当たっては、同様に上述による公募を行った。公募は、都道府県等教育委員会を經由して実施し、併せて公募を行っていることを研究所のウェブサイトに掲示した。また、応募を受けての研究協力者、研究協力機関の決定は、所内審査を経て、理事長が行うこととした。</p> <p>なお、平成24年度に実施する研究課題について、研究協力者及び研究協力機関を依頼するに当たり公募を行った研究課題は、専門研究Aは5課題中2課題、専門研究Bは全5課題である。公募する対象は、研究課題毎に異なるが、研究協力者については、小・中学校、特別支援学校等に所属する教員、研究協力機関については、小・中学校、特別支援学校、教育委員会、教育センターの各機関となっている。</p> <p>また、平成25年度に実施する研究課題について、引き続き、上述によ</p> | <p>・「より広く研究協力を求める仕組み」については、平成23年度に、新たな研究協力者及び研究協力機関の公募制度を創設し、平成24年度研究課題から公募を行った。平成25年度の研究課題についても公募を実施している。</p> <p>・第35回全国特別支援教育振興協議会を推進連盟及びその加盟団体と共催することにより、情報交換及び連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図るなど各機関、団体との連携が行われている。</p> <p>このほか、全国特別支援学校長会、全国特別支援学級設置学校長協会等の関係機関等と実際的な研究を効果的に実施している。</p> <p>・早稲田大学や東京工芸大学との共同研究の実施、自閉症</p> | | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>ロ 全国特別支援学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。</p> <p>ハ 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。</p> | <p>る公募を検討し、研究協力機関を公募することとし、各都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び各知事部局に照会を行った。公募の関係研究課題は、専門研究 A は 2 課題、専門研究 B は 2 課題である。公募する対象は、研究課題毎に異なるが、特別支援学級又は通級指導教室設置の小・中学校及び特別支援学校となっている。</p> <p>○従前は、全国特別支援学校長会(以下、「全特長」と言う。)では、全国の特別支援学校の実態を把握するための調査を毎年実施していた。一方、当研究所においても全国特別支援学校の基本情報を収集するための調査を毎年実施していた。</p> <p>こうした双方が類似した取組をしている状況を踏まえ、平成 23 年度においては、全特長の委員会活動にオブザーバーとして参加するなどして連携を深めつつ、調査項目の内容や調査結果の処理の工夫点などの検討に当たって連携協力し、資料的価値の高いデータの収集を行った。</p> <p>平成 24 年度においては、こうした連携をさらに推し進め、全特長における全国特別支援学校の実態調査について、その調査設計及び計画の段階から当研究所が調査研究委員会に参画するなど密接に連携協力して作業を進め、効率よく質の高い基本情報を収集するための体制を整えた。</p> <p>平成 25 年度からは、特別支援学校の基礎情報に関する調査については、校長会の取組に当研究所が全面的に連携協力することにより一本化して実施することとしている。</p> <p>全国特別支援学級設置学校長協会(以下、「全特協」と言う。)との連携協力についても、平成 23 年度においては交流及び共同学習の実施状況について共同調査を実施した。</p> <p>平成 24 年度においては、全国的に特別支援学級が増加し、その専門性の向上が求められていることから、全特協が、担当教諭の専門性向上のための研修に関する調査を実施する際、連携協力を行った。</p> <p>○ 全国特別支援教育推進連盟(以下、「推進連盟」と言う。)との共催により、第 35 回全国特別支援教育振興協議会を開催した。テーマは「特別支援教育の更なる充実を目指して～教育、医療・保健、福祉、労働関係機関と家庭、地域の連携の具体化について～」であった。平成 23 年度に引き続き推進連盟及びその加盟団体との情報交換及び連携を図ることがで</p> | <p>教育に係る研究等について、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設置し、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行っていることなどの取組により、大学との連携や上記支援学校との連携を図り研究の質的向上に努めている。</p> <p>・平成 24 年 7 月 3 日(火)に第 12 回日韓特別支援教育セミナーが韓国特殊教育院(KNISE)において開催され、研究職員 2 名が発表を行うこと等により特別支援教育に関する協議及び情報交換等研究機関等について研究交流を行っている。</p> |
|---|--|--|

| <p>ニ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。</p> <p>大学などの基礎的研究と研究所の実際的な研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図ったか。</p> <p>イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。</p> <p>ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。</p> | <p>きた。</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンター(以下、「センター」と言う。)との連携については、国立秩父学園が自立支援局に統合され、センターが、成人だけではなく、障害のある児童へも対応することになったこともあり、平成24年度においても、双方の運営委員会への参画等を通して連携を深めた。さらに、センターにある発達障害情報・支援センターとの情報共有も行った。</p> <p>○平成24年度は、共同研究を2課題実施した。</p> <table border="1" data-bbox="654 528 1476 975"> <thead> <tr> <th>研究課題 (研究代表者)</th> <th>研究期間</th> <th>共同研究機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成 (土井 幸輝 教育情報部主任研究員)</td> <td>平成 23 年度 ～24 年度</td> <td>早稲田大学</td> </tr> <tr> <td>弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究 (大内 進 教育支援部上席総括研究員)</td> <td>平成 23 年度 ～24 年度</td> <td>東京工芸大学</td> </tr> </tbody> </table> <p>○筑波大学附属久里浜特別支援学校との円滑な相互協力に資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設置し、当研究所と学校との密接な連携のもとに行う実際的な研究及び在学児童等の教育についての相互協力についての連絡調整を行った。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校が年間を通じて行った授業研究会、実践研究会へ研究職員が参加し、研究の質的向上を図った。</p> <p>平成24年度～27年度科研費(若手研究B)「自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究」(研究代表者:柳澤亜希子(教育情報部研究員)において、筑波大学附属久里浜特別支援学校に、研究協力機関としての協力を求め研究を推進した。平成24</p> | 研究課題 (研究代表者) | 研究期間 | 共同研究機関 | 墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成 (土井 幸輝 教育情報部主任研究員) | 平成 23 年度 ～24 年度 | 早稲田大学 | 弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究 (大内 進 教育支援部上席総括研究員) | 平成 23 年度 ～24 年度 | 東京工芸大学 | |
|---|--|-----------------|------|--------|--|--------------------|-------|---|--------------------|--------|--|
| 研究課題 (研究代表者) | 研究期間 | 共同研究機関 | | | | | | | | | |
| 墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成 (土井 幸輝 教育情報部主任研究員) | 平成 23 年度 ～24 年度 | 早稲田大学 | | | | | | | | | |
| 弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究 (大内 進 教育支援部上席総括研究員) | 平成 23 年度 ～24 年度 | 東京工芸大学 | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流について以下の交流を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 12 回日韓セミナー 開催時期: 未定 <p>(基本方針) 毎年開催している国際セミナーを廃止する。</p> | <p>年度は、日本自閉症スペクトラム学会(平成 24 年 8 月 25 日、つくば市)において、同校幼稚部と「知的障害を有する自閉症のある子どもの幼児期の教育で大切にすべきこと」と題して自主シンポジウムを行った。</p> <p>○第 12 回日韓特別支援教育セミナー(以下、「日韓セミナー」と言う。)が、平成 24 年 7 月 3 日(火)、約 200 名の参加者を得て、韓国特殊教育院(KNISE)において開催された。今回のテーマは、「重度・重複障害がある子どもの教育課程の編成及び運営の現況」であり、日本からは、齊藤由美子主任研究員と熊田華恵主任研究員、韓国からは、キム・ジョンヨン氏(朝鮮大学校教授)とキム・ウニョン氏(ハンサラン学校教諭)が参加し、それぞれテーマに即して発表した。</p> <p>過去 12 回の日韓セミナーでは、約 100 名の研究員や大学関係者等の発表があり、両機関で特別支援教育に関する研究成果の協議を行ってきた。10 回目を迎えた日韓セミナーにおいて、これまでを総括することが提起された。両機関で協議し、12 回をもって日韓セミナーを終了し、今後はこれまで築きあげてきた人的ネットワークを生かした研究交流を行っていくこととした。</p> <p>○毎年開催していた国際セミナーを平成 22 年度限りで廃止済みであり、このことにより会場借上費等の経費を 9,280 千円縮減した。</p> | <p>・国際セミナーを 22 年度限りで廃止するなど基本方針が遂行されている。</p> |
|--|--|---|

| 【(中項目)1-2】 | 2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|---|----|----|---|----|-----|-----|-----|-----|
| | <p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 263 1384 438"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>118</td> <td>149</td> <td>152</td> <td>165</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研修事業の事業費用の額である。</p> | (中期目標期間) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 決算額(百万円) | 118 | 149 | 152 | 165 | 168 | 従事人員数(人) | 9 | 10 | 10 | 9 | 10 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| (中期目標期間) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算額(百万円) | 118 | 149 | 152 | 165 | 168 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従事人員数(人) | 9 | 10 | 10 | 9 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1)都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 | <p>各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度(1年の研修期間)を実施する。</p> <p>なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。</p> <p>イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。</p> <p>ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。</p> <p>ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。</p> <p>ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。</p> | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | A | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 |
|--|--|---|
| <p>(勧告の方向性)</p> <p>1年間の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、参加者数が少ないことや参加都道府県に偏りがみられることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減したか。</p> | <p>○特別支援教育研究研修員制度については、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討したが、その可能性はきわめて低いと結論づけたことから、平成23年度限りで本制度自体を廃止することとした。</p> | <p>・1年間の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、平成23年度限りで制度自体を廃止済み。</p> |

| 【(小項目)1-2-2】 | (2)各障害種別に対応する指導者の専門性の向上 | 【評定】 S | | | |
|--|--|--|-----|-----|-----|
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を実施する。</p> <p>イ 研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトからインターネットを通じ、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう措置する。</p> <p>ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。</p> <p>ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。</p> <p>ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。</p> <p>ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | S | S | | |
| 実績報告書等 参照箇所 | | | | | |
| 平成24年度事業報告書34頁～42頁 | | | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | |
| <p>各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を次の通り実施したか。</p> <p>(第一期)知的障害・肢体不自由・病</p> | <p>○「特別支援教育専門研修」を計画の通りの日程で実施した。受講者数は次の通りである。</p> <p>知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 96名(36都府県、5指定都市、3国立大学)</p> <p>(内訳)</p> <p>知的障害教育専修プログラム 61名</p> <p>肢体不自由教育専修プログラム 28名</p> <p>病弱教育専修プログラム 7名</p> <p>(重点選択プログラムの受講内訳)※</p> <p>①知的障害を伴う自閉症 53名</p> | <p>・特別支援教育専門研修は、その研修期間から派遣自治体にとってその負担は少なくないが、24年度に開講した3コースでは200人の募集定員に対して202人の受講があった。</p> <p>これは、受講者に対する事前学習の実施、研修成果の還元に関する事前計画書等の提出、研修修了後のアンケート調査の実施のほか、派遣自治体に対して同様な手続を実施するなど、きめ細かなニーズの把握と、これに基づく内容の構成及び方法の採用に努めた成果である。</p> <p>・コースによっては、募集人員を割る応募状況となっているこ</p> | | | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>弱教育コース 募集人員：80名 実施期間：平成24年5月7日～ 平成24年7月6日 (第二期)視覚障害・聴覚障害教育コース 募集人員：40名 実施期間：平成24年9月5日～ 平成24年11月8日 (第三期)情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 募集人員：80名 実施期間：平成25年1月9日～ 平成25年3月15日 募集人員計：200名</p> | <p>②重度・重複障害 23名 ③情報手段活用 20名 (第二期)視覚障害・聴覚障害教育コース 36名(24府県、5指定都市) (内訳) 視覚障害教育専修プログラム 17名 聴覚障害教育専修プログラム 19名 (第三期)情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 70名(31道府県、4指定都市) (内訳) 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 30名 言語障害教育専修プログラム 10名 発達障害教育専修プログラム 30名 計 202名(42都道府県、6指定都市、3国立大学) ※知的障害・肢体不自由・病弱教育コースにおいては、専修プログラムのほか、研修期間中に5日間、重点選択プログラムを受講することとしている。</p> | <p>とを踏まえ、ナショナルセンターに求められる内容について、ニーズの把握の外に、過去の実績なども考慮して柔軟に見直しを行う必要がある。</p> <p>・平成24年度にカリキュラム内容の整理、プログラム間のカリキュラム重複の整理等を行うなど、逐次カリキュラム等の見直しを行うなど常に改善に取り組んでいる事と見られる。</p> <p>・校内での実際の業務や活動の中でより生かせるよう、受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる話し合い、課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体の場で発表する形式の研究協議の時間を設けていることなどは受講生間の情報交換が促進され、モチベーションが高まる良い取組である。</p> <p>・「研修修了者向け情報提供サイト」を平成24年3月に開設し、研修修了者に対するフォローアップの一環として研修受講者に対して最新の情報提供を行うことは、継続的な人材育成を行う点でも、情報提供された研修受講者を通して、地域に最新の情報を発信するだけでなく、新たな人材を育成していく連鎖を生んでいく点でも有効である。</p> |
| <p>研修の実施については、次の事項に留意したか。</p> <p>イ 事前学習用コンテンツを使用し、研究所ウェブサイトからインターネットを通じた視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。</p> | <p>○特別支援教育専門研修受講者に対し、研修開始前にインターネットにより、研究所ウェブサイトを通じ、事前学習用コンテンツによる事前学習の視聴を指示し、研修開始に当たり、特別支援教育の基礎的知識及び専門研修の概要について理解を図った。</p> <p>◇平成24年度特別支援教育専門研修にかかる事前学習の実施状況 (開講前の視聴完了者/研修受講者)</p> <p>第一期専門研修 86%(83名/96名) 第二期専門研修 89%(32名/36名) 第三期専門研修 93%(65名/70名)</p> <p>なお、事前学習の視聴を全部又は一部終了していない研修員に対しては、開講後に、速やかに視聴を完了するよう指示し、全員が視聴した。</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。</p> <p>ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成24年度受講者については、平成26年1～2月</p> | <p>○特別支援教育専門研修においては、各期修了直後のアンケート調査に基づき、実施グループによる検討会を実施し、カリキュラム等の内容を検討し、次期の専門研修に反映させることとしている。</p> <p>校内での実際の業務や活動の中でより生かせるよう、受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる話し合い、課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体の場で発表する形式の研究協議の時間を設けている。</p> <p>この研究協議を重視したカリキュラム編成を次年度も引き続き行うこととしている。</p> <p>また、共通講義には人材開発の講師によるリーダー論「学校における組織の活性化と指導的教員の役割」、各専修プログラムには特別支援学校長又は特別支援学級をもつ学校の校長による「学校(学級)経営の現状と課題」を、24年度においても引き続き実施した。各研修コースとも、修了直後のアンケート等を踏まえ、研修の質的向上への取組として、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義の実施等を担当する講師へ周知した。</p> <p>なお、特別支援教育専門研修では、各コースのプログラム内容等に関し、研修コース、専修プログラム、カリキュラム及び想定する受講者等について、平成24年度にカリキュラム内容の整理、プログラム間のカリキュラム重複の整理等を行い、平成25年度から実施することとしている。</p> <p>○研修員に作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、各期研修の開始前に提出を求め、派遣教育委員会等を経由して、全員が提出した。</p> <p>(研究成果の活用等に関する事前計画書の記述(抜粋)) (第一期)特別支援教育専門研修 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会等において、研修の内容及び活用方法について報告し、校内における特別支援教育にかかわる専門性の向上に資する。 ・校内伝達講習会において研修成果を報告し、学校全体の指導力向上や地域支援センターの機能向上を図る。 ・県の特別支援学校教員を対象とした各種連絡会議・研修会において、参加者による研修成果、研修後の実践状況等について発表の機会を設定し、各校における教育活動の充実を図る。 | |
|---|---|--|

研修修了直後のアンケート調査では、第1期から第3期のいずれの期においても研修全体の満足度(「とても有意義」「有意義」の合計)が85%を上回る結果となった。

研修修了直後のアンケート調査については、アンケートサーバやメール添付による回答など、提出方法を簡素化し、回答を促したことにより高い回収率を維持している。

| 年度 | 研修名 | 受講者数 | 回答者数 | 受講者満足度 目標:85%以上 |
|--------|---------------------|------|------|--------------------|
| 平成24年度 | 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース | 96名 | 96名 | 100% |
| | 視覚障害・聴覚障害教育コース | 36名 | 36名 | 100% |
| | 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース | 70名 | 70名 | 100% |
| 平成23年度 | 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース | 73名 | 73名 | 100% |
| | 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース | 108名 | 108名 | 100% |
| | 視覚障害・聴覚障害教育コース | 34名 | 34名 | 100% |
| 平成22年度 | 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース | 79名 | 79名 | 99% |
| | 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース | 97名 | 96名 | 99% |
| | 視覚障害・聴覚障害教育コース | 32名 | 32名 | 100% |

| | | | | |
|--------------|-------------------------|-------|-------|------|
| 平成 21 年 度 | 情緒障害・言語障害・ 発達障害教育コース | 70 名 | 70 名 | 100% |
| | 知的障害・肢体不自 由・病弱教育コース | 108 名 | 106 名 | 100% |
| | 視覚障害・聴覚障害教 育コース | 26 名 | 26 名 | 100% |
| 平成 20 年 度 | 情緒障害・言語障害・ 発達障害教育コース | 66 名 | 62 名 | 100% |
| | 知的障害・肢体不自 由・病弱教育コース | 97 名 | 97 名 | 99% |
| | 視覚障害・聴覚障害教 育コース | 31 名 | 31 名 | 100% |

二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後 1 年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後 1 年後のアンケート調査の実施予定)

平成 24 年度受講者については、平成 26 年 1～2 月

○特別支援教育専門研修においては、受講者の派遣元教育委員会に対しても研修成果の活用等に関する事前計画書の作成・提出を求めており、各期研修とも全ての派遣元教育委員会から提出があった。

(研修成果の活用等に関する事前計画書の記述(抜粋))

(第一期)特別支援教育専門研修 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース

- ・所属校及び各学校の校内委員会等において、研修成果を踏まえた指導・助言や支援を行わせるとともに、各地区における特別支援連携協議会等において、企画や運営に積極的に参画させる。
- ・特別支援学校教員を対象とした各種連絡会議・研修会において、参加者による研修成果(講話内容、課題研究等)、研修後の実践状況等について発表の機会を設定し、各校における教育活動の充実を図る。
- ・作成した報告書を資料として所属校での研修報告会を開催する他、研究部と連携した実践検討会において、自校の教育課題について研修成果を踏まえて解決策を検討する。

また、平成 23 年度特別支援教育専門研修受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実を目的に、研修修了 1 年後を目途に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成

25年1月に調査を実施した。

平成23年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果

調査票3(教育委員会用)の設問の一部

受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか

研修名:平成23年度特別支援教育専門研修

研修受講者数:215名(内、教委派遣210名)

回答数:210名分(回収率100%)

回答:

とてもそう思う 114名(54.3%)

そう思う 78名(37.1%)

無記入 18名(8.6%)

| 1年後評価 実施年度 | 研 修 名 | 前年度 受講者数 | 任命権者の1年後評価 ※ 目標:80%以上 |
|---------------|------------|-------------|-----------------------------|
| 平成24年度 | 特別支援教育専門研修 | 215名 | 91.4% |
| 平成23年度 | 特別支援教育専門研修 | 208名 | 99.5% |
| 平成22年度 | 特別支援教育専門研修 | 207名 | 100.0% |
| 平成21年度 | 特別支援教育専門研修 | 194名 | 100.0% |
| 平成20年度 | 特別支援教育専門研修 | 200名 | 97.6% |

※1年後評価:各年度の割合は、前年度受講者に関する任命権者(教育委員会)のプラス評価(「研修内容が成果として、教育実践等に有効に反映させているか」)

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。年間の研修計画立案に際し、各都道府県教育委員会等に対してニーズ調査を行い募集人員決定の参考とする。受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

○平成24年度特別支援教育専門研修の募集人員は200名、受講者数は202名であり、参加率は101.0%であった。

| 年度 | 研修名 | 募集人員 | 受講者数 | 参加率 目標:85%以上 |
|--------|------------|------|------|-----------------|
| 平成24年度 | 特別支援教育専門研修 | 200名 | 202名 | 101.0% |
| 平成23年度 | 特別支援教育専門研修 | 200名 | 215名 | 107.5% |
| 平成22年度 | 特別支援教育専門研修 | 200名 | 208名 | 104.0% |
| 平成21年度 | 特別支援教育専門研修 | 200名 | 204名 | 102.0% |
| 平成20年度 | 特別支援教育専門研修 | 200名 | 194名 | 97.0% |

平成25年度専門研修にかかる定員の検討に当たっては、平成24年9月に各都道府県・指定都市教育委員会への研修派遣に関するニーズ調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、研修計画の立案を行った。

平成25年度特別支援教育専門研修について、下記の派遣見込者数の結果及び「今後とも研修への教員派遣を継続して行いたい」「各校のニーズを踏まえた研修定員枠の拡充を図っていただけるとありがたい」といった意見を踏まえつつ、受講実績、講義室の定員等様々な角度から検討し、募集人員を変更しないこととした。

| 研修名 | | 派遣見込 | 募集人員の検討結果 | |
|-------|---------------|------|-----------|----------------|
| 知的障害・ | 知的障害教育専修プログラム | 61名 | 80名 | 200名 (変更せず) |
| 肢体不自 | 肢体不自由教育専修プログラ | 33名 | | |
| 由・病弱教 | ム | | | |
| 育コース | 病弱教育専修プログラム | 15名 | | |

| | | | |
|---------------|-------------------|-----|-----|
| 視覚障害・ | 視覚障害教育専修プログラム | 24名 | 40名 |
| 聴覚障害 教育コース | 聴覚障害教育専修プログラム | 22名 | |
| 発達障害・ | 発達障害教育専修プログラム | 26名 | 80名 |
| 情緒障害・ | 自閉症・情緒障害教育専修プログラム | 30名 | |
| 言語障害 教育コース | 言語障害教育専修プログラム | 17名 | |

へ 研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を試行する。

・受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っているか。

○研修修了者へのフォローアップサービスの一環として、特別支援教育に関する最新の情報を提供することを目的に、掲示板形式の「研修修了者向け情報提供サイト」を平成24年3月に開設し、平成24年度に研究成果報告書や研究所セミナーの案内等及びインクルーシブ教育システム構築モデル事業等の公募情報等の特別支援教育に関する最新の情報の提供を行った。

【受講者等のニーズの変化を踏まえた取組の状況】

○特別支援教育専門研修においては、各期修了直後のアンケート調査に基づき、実施グループによる検討会を実施し、カリキュラム等の内容を検討し、次期の専門研修に反映させることとしている。

校内での実際の業務や活動の中でより生かせるよう、受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる話し合い、課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体の場で発表する形式の研究協議の時間を設けている。

この研究協議を重視したカリキュラム編成を次年度も引き続き行うこととしている。

また、共通講義には人材開発の講師によるリーダー論「学校における組織の活性化と指導的教員の役割」、各専修プログラムには特別支援学校長又は特別支援学級をもつ学校の校長による「学校(学級)経営の現状と課題」を、24年度においても引き続き実施した。各研修コースとも、修了直後のアンケート等を踏まえ、研修の質的向上への取組として、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義の実施等を担当

・各期修了直後のアンケート調査に基づき、実施グループによる検討会を実施し、カリキュラム等の内容を検討し、次期の専門研修に反映させるなど、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っている

**・修了後の活動状況等、業務の成果・効果
が出ているか**

する講師へ周知した。

なお、特別支援教育専門研修では、各コースのプログラム内容等に関し、研修コース、専修プログラム、カリキュラム及び想定する受講者等について、平成 24 年度にカリキュラム内容の整理、プログラム間のカリキュラム重複の整理等を行い、平成 25 年度から実施することとしている。

【業務の成果・効果】

○平成 23 年度特別支援教育専門研修受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実を目的に、研修修了 1 年後を目途に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成 25 年 1 月に調査を実施した。

◇平成 23 年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果

調査票1(研修修了者用)の設問の一部

受講した結果として、あなたの職務において役立ったと思われるものは何か。(3 つ以内で複数選択可)

研修受講者数:215 名

回答数:210 名分(回収率 97.7%)

回答(回答数が多かった上位 3 つ):

| | |
|----------------|--------------|
| 専門的な知識・技能等の向上 | 174 名(82.9%) |
| 他県の教員との交流・情報交換 | 167 名(79.5%) |
| 教員としての視野の拡大 | 135 名(64.3%) |

調査票2(学校長等用)の設問の一部

受講者が、本研修の成果を、教育実践等に有効に反映させていると思われるか。

研修受講者数:215 名

回答数:210 名分(回収率 97.7%)

回答:

| | |
|------------|--------------|
| とてもそう思う | 98 名(46.7%) |
| そう思う | 110 名(52.4%) |
| あまりそうは思わない | 1 名(0.5%) |

・研修修了 1 年後を目途に研修の活用状況等を把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して調査を実施し、修了後の活動状況等を確認しており、素晴らしい成果が上がっている。

研修受講者のみならず受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に、事前計画書及び研修修了1年後の研修内容等の活用状況等の調査を実施したことは、地域に対して必要な人材育成の計画的な実施を促す点で有効である。

| | | |
|---|---|---|
| <p>・ <u>業務の効率化について、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、施設管理業務の民間委託等の取組を行っているか。</u></p> <p>・ <u>受益者負担の妥当性・合理性があるか。</u></p> | <p>そうは思わない 1名(0.5%)</p> <p>調査票3(教育委員会用)の設問の一部 受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか。</p> <p>研修受講者数:215名(内、教委派遣 210名) 回答数:210名分(回収率 100%) 回答: とてもそう思う 114名(54.3%) そう思う 78名(37.1%) 無記入 18名(8.6%)</p> <p>【業務の効率化についての取組状況】 ○教材作成作業等の効率化については、講義用資料の作成要領を定め、研修講師に資料作成の依頼を行っている。また、研修講師から講義用資料をメールにより電子データの提出を受け、研究所設置の高速カラー印刷機で配付資料を作成している。</p> <p>研修施設の有効活用については、専門研修を年3回、各種研究協議会を年4回実施し、延日数は201日、延人数は538名が研修施設を使用している。また、研修業務に支障がない範囲で特別支援教育の振興に資する利用団体に貸出し、有効活用を図っている。</p> <p>施設管理業務については、警備、清掃、受電設備の維持管理等について、外部委託を行っている。また、複数年契約を導入し、業務の効率化及び経費の削減を図っている。</p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】 ○研修事業は、特別支援教育の指導的立場にある職員に対する専門的、技術的な研修を行うことにより、その専門性の一層の向上を図り、研修終了後は広く学校教育関係者に指導・支援を行うものである。</p> <p>障害者基本法第16条第4項には、国の責務として特別支援教育にかかる人材の資質向上を謳っており、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実が喫緊の国の行政課題になっている中において、国として実施すべき事業であり、研修で培った専門的な知識・技能等は受講者個人のみ還元されるものではなく、所属する学校や地域はもちろ</p> | <p>・業務の効率化について、教材作成作業は、講義用資料の作成要領を定め研修講師に依頼し、研修講師から提出された電子データを研究所設置の高速カラー印刷機で配付資料として印刷するなど、一連の作業を効率化している。</p> <p>研修施設は、専門研修を年3回、各種研究協議会を年4回実施し、延日数は201日、延人数は538名が研修施設を使用している。また、研修業務に支障がない範囲で特別支援教育の振興に資する利用団体に貸出すことなどにより有効活用のための取組を行っている。</p> <p>施設管理業務については、警備、清掃、受電設備の維持管理等について民間委託を行うとともに複数年契約等により経費削減の取組を行っている。</p> <p>・受講者が利用する研修員宿泊棟については、実費相当分として、光熱水料等の相当額と寝具代、クリーニング代を含む「宿泊料」については、受益者負担として適切に徴収しており受益者負担の妥当性・合理性がある。</p> <p>また、研修事業は、地方で実施することが困難な質・量共の内容を都道府県における特別支援教育の指導的立場にある職員に対して実施するものであり、特別支援教育にかかる人材の資質向上という国の責務として実施されている。</p> |
|---|---|---|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>んのこと、研修会や研究会・協議会等を通じてより広く還元され、我が国における特別支援教育の専門性の向上に寄与しているところである。</p> <p>研修の内容については、障害のある子供一人一人の教育的ニーズが高度化・多様化していることを踏まえ、これらに対応した本研究所における研究等の成果を総合的に活用することにより、地方で実施することが困難な質・量共に備えた内容としている。</p> <p>なお、従前より受講者が利用する研修員宿泊棟については、実費相当分として、光熱水料等の相当額と寝具代、クリーニング代を含む「宿泊料」については、受益者負担として適切に徴収している。</p> | |
|--|--|--|

S 評定の根拠(A 評定との違い)

【定量的根拠】

- ・本専門研修への派遣は自治体にとって負担が少なくない中で、通期における受講者数(202名)は募集数(200名)を上回っていること、
 - ・事前学習の実施状況が通期でおよそ90%であること、
 - ・研修終了後のアンケート調査を簡素化などの工夫をし、100%の回収率としたことに加え、満足度では最も満足を表す評価(167名)が全受講者(202名)の80%を占めたこと、
 - ・受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に、事前計画書及び研修修了1年後の研修内容等の活用状況等の調査を実施し、例えば「修了後の活動状況等を確認しており、教育実践等に有効に反映させているか」という質問に対して91.6%が有効と回答していること、
- など、各数値はきわめて高い水準にある。

【定性的根拠】

- ・事前事後を加えた効果的な研修内容の構成と評価により、大学や自治体などで実施する専門研修と差別化されており、ナショナルセンターとしての独自性を見出すことができる。
- ・受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に、事前計画書及び研修修了1年後の研修内容等の活用状況等の調査を実施しており、この取組は受講者の所属機関に対して計画的な人材育成を促す点で有効である。
- ・カリキュラム等の不断の見直しを実施し、校内での実際の業務や活動の中でより生かせるよう、受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる話し合い、課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体の場で発表する形式の研究協議の時間を設定したことなどは受講生間の情報交換が促進され、モチベーションが高まる良い取組である。
- ・「研修修了者向け情報提供サイト」を開設し、フォローアップの一環として研修受講者に対して最新の情報提供を行うことは、継続的な人材育成を行う点でも、情報提供された研修受講者を通して、地域に最新の情報を発信するだけでなく、新たな人材を育成していく連鎖を生んでいく点でも有効である。

【(小項目)1-2-3】

(3)国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

① 特別支援教育研究研修員制度及び特別支援教育専門研修以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修(各2～3日程度の研修期間)を重点化して実施する。

なお、中期目標期間の開始時には、次の研修を実施する。

- ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会
- ・発達障害教育指導者研究協議会
- ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、

平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な

役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の

受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

| H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|
| A | A | | |

実績報告書等 参照箇所

平成24年度事業報告書43頁～48頁

| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 |
|---|---|--|
| <p>特別支援教育専門研修以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各2～3日程度の研修期間）を次のとおり重点化して実施したか。</p> <p>イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 実施期間：平成24年7月25日～平成24年7月26日 募集人員：70名</p> <p>ロ 発達障害教育指導者研究協議会 実施期間：平成24年8月2日～平成24年8月3日 募集人員：100名</p> <p>ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 実施期間：平成24年11月15日～平成24年11月16日 募集人員：70名</p> <p>ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 実施期間：平成24年11月28日～平成24年11月30日 募集人員：70名</p> <p>これらの研修の実施については、次の事項に留意したか。</p> <p>イ 地方公共団体における同種の研修</p> | <p>○平成24年度の研究協議会を計画の通りの日程で実施した。受講者数は次の通りである。</p> <p>イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 75名</p> <p>ロ 発達障害教育指導者研究協議会 117名</p> <p>ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 68名</p> <p>ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 77名</p> <p>○研究所が実施する研修は、各都道府県等における指導者の養成をねらいとしており、地方公共団体との役割分担を明確にして実施している。また、各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫</p> | <p>・特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とし、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象とした次の4つの研究協議会を実施している。</p> <p>イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会</p> <p>ロ 発達障害教育指導者研究協議会</p> <p>ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会</p> <p>ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会</p> <p>・各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊課題等の動向を探りながら、例えば、「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」を廃止し、平成25年度から「就学相談・支援担当者研究協議会」を開催するなど、平成25年度の研修について見直しを行っている。</p> <p>・研修終了直後にアンケート調査を実施し、各研修とも、研修全体への回答として「とても有意義」「有意義」という選択肢の合計が85%を上回っており非常に高い。</p> <p>・各研究協議会において、研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上であった。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減したか。</p> | <p>緊課題等の動向を探りながら、平成 25 年度の研修計画について、下記の通り見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」の廃止 各都道府県及び指定都市において、本協議会と同じ目的の研修が実施されるようになり、研究所が本協議会を先導的に実施する目的はほぼ達成されたものと判断されることから、平成 24 年度をもって廃止することとした。 ・「就学相談・支援担当者研究協議会」の開催 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示されたように、今後のインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、システム構築のねらいを踏まえ、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めることが重要となることから、このことに関連した協議会を平成 25 年度から新たに設けることとした。 <p>(予算)</p> <p>平成 22 年度 26,681 千円 平成 23 年度 22,420 千円 平成 24 年度 20,178 千円</p> <p>その他、平成 25 年度研修計画については、平成 24 年 9 月に各都道府県・指定都市教育委員会に対し研修派遣に関するニーズ調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、研修計画の立案を行った。</p> <p>平成 25 年度実施の各研究協議会について、以下の派遣見込者数の結果、受講実績及び講義室の定員等を踏まえ、平成 25 年度新たに実施する「就学相談・支援担当者研究協議会」については、募集人員を 70 名とし、その他の研究協議会については変更しないこととした。</p> <p>就学相談・支援担当者研究協議会(新規) 派遣見込:77 名 → 募集人員の検討結果:70 名 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 派遣見込:58 名 → 募集人員の検討結果:70 名(変更せず)</p> | <p>・ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、過去3年間において、経費を毎年縮減している。</p> |
|---|---|--|

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
 平成24年度受講者については、平成26年1～2月

発達障害教育指導者研究協議会
 派遣見込:98名 → 募集人員の検討結果:100名(変更せず)
 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
 派遣見込:71名 → 募集人員の検討結果:70名(変更せず)

○研修修了直後のアンケートの状況

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会(75名中、72名回答)
 研修全体の満足度:100%(「とても有意義」「有意義」の合計)
2. 発達障害教育指導者研究協議会(117名中、114名回答)
 研修全体の満足度:100.0%(「とても有意義」「有意義」の合計)
3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会(68名中、68名回答)
 研修全体の満足度:99%(「とても有意義」「有意義」の合計)
4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会(76名中、75名回答)

研修全体の満足度:100%(「とても有意義」「有意義」の合計)

| 研修名 | 年度 | 受講者数 | 回答者数 | 受講者満足度 目標:85%以上 |
|-----------------------|--------|------|------|--------------------|
| 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 | 平成24年度 | 75名 | 72名 | 100% |
| | 平成23年度 | 76名 | 72名 | 99% |
| | 平成22年度 | 76名 | 76名 | 97% |
| | 平成21年度 | 82名 | 77名 | 97% |
| | 平成20年度 | 90名 | 76名 | 100% |

| | | | | |
|------------------------|----------|-------|-------|--------|
| 発達障害教育指導者研究協議会 | 平成 24 年度 | 117 名 | 114 名 | 100.0% |
| | 平成 23 年度 | 143 名 | 128 名 | 99.3% |
| | 平成 22 年度 | 155 名 | 144 名 | 97.9% |
| | 平成 21 年度 | 144 名 | 134 名 | 96.3% |
| | 平成 20 年度 | 203 名 | 199 名 | 98.5% |
| 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 | 平成 24 年度 | 68 名 | 68 名 | 99% |
| | 平成 23 年度 | 71 名 | 69 名 | 99% |
| | 平成 22 年度 | 77 名 | 77 名 | 97% |
| | 平成 21 年度 | 70 名 | 69 名 | 100% |
| | 平成 20 年度 | 69 名 | 68 名 | 100% |
| 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 | 平成 24 年度 | 76 名 | 75 名 | 100% |
| | 平成 23 年度 | 78 名 | 77 名 | 100% |
| | 平成 22 年度 | 84 名 | 84 名 | 100% |
| | 平成 21 年度 | 64 名 | 64 名 | 100% |
| | 平成 20 年度 | 64 名 | 64 名 | 99% |

研修修了直後のアンケート調査については、平成 23 年度も引き続き回答への協力を促したことにより、高い回収率となっている。

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 回収率 96%
2. 発達障害教育指導者研究協議会 回収率 97.4%
3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 回収率 100%
4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 回収率 99%

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後 1 年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、

○平成 23 年度各種研究協議会受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実を目的に、研修修了 1 年後を目途に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成 25 年 1 月に調査を実施した。

各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)

平成24年度受講者については、平成26年1～2月

<平成23年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果>

調査票3(教育委員会用)の設問の一部

・受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

受講者数:76名(内、教委派遣73名)、回答数:69名分(回収率95%)
 回答:とてもそう思う 43名(62%)、そう思う 22名(32%)、未記入 4名(6%)

2. 発達障害教育指導者研究協議会

受講者数:143名(内、教委派遣107名)、回答数:102名分(回収率95.3%)
 回答:とてもそう思う 68名(66.7%)、そう思う 31名(30.4%)、未記入 3名(2.9%)

3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会

受講者数:71名(全員教委派遣)、回答数:68名分(回収率96%)
 回答:とてもそう思う 39名(57%)、そう思う 25名(37%)、未記入 4名(6%)

4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会

受講者数:78名(全員教委派遣)、回答数:74名分(回収率95%)
 回答:とてもそう思う 47名(64%)、そう思う 22名(30%)、未記入 5名(7%)

| 研修名 | 年度 | 受講者数 | 任命権者の1年後評価※ 目標:80%以上 |
|---------------------------|--------|------|-------------------------|
| 特別支援学校寄宿舎指導 実践指導者研究協議会 | 平成24年度 | 76名 | 94% |
| | 平成23年度 | 76名 | 99% |
| | 平成22年度 | 82名 | 100% |
| | 平成21年度 | 89名 | 99% |
| | 平成20年度 | 96名 | 98% |

| | | | |
|------------------------|----------|-------|-------|
| 発達障害教育指導者研究協議会 | 平成 24 年度 | 143 名 | 97.1% |
| | 平成 23 年度 | 155 名 | 99.1% |
| | 平成 22 年度 | 144 名 | 100% |
| | 平成 21 年度 | 203 名 | 99.2% |
| 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 | 平成 24 年度 | 71 名 | 94% |
| | 平成 23 年度 | 77 名 | 99% |
| | 平成 22 年度 | 70 名 | 100% |
| | 平成 21 年度 | 69 名 | 98% |
| | 平成 20 年度 | 89 名 | 96% |
| 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 | 平成 24 年度 | 78 名 | 94% |
| | 平成 23 年度 | 84 名 | 99% |
| | 平成 22 年度 | 64 名 | 100% |
| | 平成 21 年度 | 64 名 | 98% |
| | 平成 20 年度 | 61 名 | 98% |

※1年後評価:各年度の割合は、前年度受講者に関する任命権者(教育委員会)のプラス評価(「研修内容が成果として、教育実践等に有効に反映させているか」)

二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

○平成 24 年度実施の各研究協議会における参加率(参加者数/募集人員)

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 107%(75 名/70 名)
2. 発達障害教育指導者研究協議会 117.0%(117 名/100 名)
3. 交流及び共同学習推進指導者研修 97%(68 名/70 名)
4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 109%(76 名/70 名)

| 研 修 名 | 年度 | 募集人員 | 受講者数 | 参加率 目標：85%以上 |
|--------------------------------|----------|-------|-------|-----------------|
| 特別支援学校寄宿 舎指導実践指導者 研究協議会 | 平成 24 年度 | 70 名 | 75 名 | 107% |
| | 平成 23 年度 | 70 名 | 76 名 | 109% |
| | 平成 22 年度 | 70 名 | 76 名 | 109% |
| | 平成 21 年度 | 80 名 | 82 名 | 103% |
| | 平成 20 年度 | 80 名 | 89 名 | 111% |
| 発達障害教育指導 者研究協議会 | 平成 24 年度 | 100 名 | 117 名 | 117.0% |
| | 平成 23 年度 | 100 名 | 143 名 | 143.0% |
| | 平成 22 年度 | 120 名 | 155 名 | 129.2% |
| | 平成 21 年度 | 120 名 | 144 名 | 120.0% |
| | 平成 20 年度 | 120 名 | 203 名 | 169.2% |
| 交流及び共同学習 推進指導者研究協 議会 | 平成 24 年度 | 70 名 | 68 名 | 97% |
| | 平成 23 年度 | 70 名 | 71 名 | 101% |
| | 平成 22 年度 | 70 名 | 77 名 | 110% |
| | 平成 21 年度 | 80 名 | 70 名 | 88% |
| | 平成 20 年度 | 80 名 | 69 名 | 86% |
| 特別支援教育コー ディネーター指導者 研究協議会 | 平成 24 年度 | 70 名 | 76 名 | 109% |
| | 平成 23 年度 | 70 名 | 78 名 | 111% |
| | 平成 22 年度 | 60 名 | 84 名 | 140% |
| | 平成 21 年度 | 60 名 | 64 名 | 107% |
| | 平成 20 年度 | 60 名 | 64 名 | 107% |

ホ 各研修の修了者に対して、インター
ネットを活用し、最新の特別支援

○研究協議会修了者へのフォローアップサービスの一環として、特別支援
教育に関する最新の情報を提供することを目的に、掲示板形式の「研修修

| | | |
|--|--|---|
| <p>教育情報などの提供を試行する。</p> <p>・受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っているか。</p> | <p>了者向け情報提供サイト」を平成 24 年 3 月に開設し、平成 24 年度に研究成果報告書や研究所セミナーの案内等及びインクルーシブ教育システム構築モデル事業等の公募状況等の特別支援教育に関する最新の情報の提供を行った。</p> <p>【受講者等のニーズの変化を踏まえた取組の状況】</p> <p>○研究所が実施する研修は、各都道府県等における指導者の養成をねらいとしており、地方公共団体との役割分担を明確にして実施している。</p> <p>また、各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊課題等の動向を探りながら、平成 25 年度の研修計画について、下記の通り見直しを行った。</p> <p>(見直しの内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」の廃止 <p>各都道府県及び指定都市において、本協議会と同じ目的の研修が実施されるようになり、研究所が本協議会を先導的に実施する目的はほぼ達成されたものと判断されることから、平成 24 年度をもって廃止することとした。</p> ・「就学相談・支援担当者研究協議会」の開催 <p>中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示されたように、今後のインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、システム構築のねらいを踏まえ、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めることが重要となることから、このことに関連した協議会を平成 25 年度から新たに設けることとした。</p> <p>その他、平成 25 年度研修計画については、平成 24 年 9 月に各都道府県・指定都市教育委員会に対し研修派遣に関するニーズ調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、研修計画の立案を行った。</p> <p>平成 25 年度実施の各研究協議会について、派遣見込者数の結果、受講実績及び講義室の定員等を踏まえ、平成 25 年度新たに実施する「就学相談・支援担当者研究協議会」については、募集人員を 70 名とし、その他の研究協議会については変更しないこととした。</p> | <p>・各都道府県等における研修の実態や喫緊課題等の動向を探りながら、各都道府県等において、同じ趣旨の研修が実施されるようになった「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」を廃止するとともに、今後、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めることが重要となることから「就学相談・支援担当者研究協議会」を新たに計画するなど、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っている。</p> <p>・特に「就学相談・支援担当者研究協議会」については、喫緊の課題に特化した研修であり、コーディネーター研修を廃止し、今後のインクルーシブ教育システムの構築に当たって、システム構築のねらいを踏まえ、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めることが重要となることから、このことに関連した協議会を平成 25 年度から新たに設けることとし、必要な人材を育成していく方向性を出したのは、時宜を得た適切な判断である。</p> |
|--|--|---|

**・修了後の活動状況等、業務の成果・効果
が出ているか**

【業務の成果・効果】

○平成 23 年度各種研究協議会受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実に目的に、研修修了 1 年後を目途に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成 25 年 1 月に調査を実施した。

◇平成 23 年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果

調査票1(研修修了者用)の設問の一部

受講した結果として、あなたの職務において役立ったと思われるものは何か。(3 つ以内で複数選択可)

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

受講者数:76 名、回答数:72 名分(回収率 95%)

回答(回答数が多かった上位 3 つ):他県の教員との交流・情報交換 60 名(83%)、専門的な知識・技能等の向上 49 名(68%)、国の施策や最新の研究についての情報の入手 33 名(46%)

2. 発達障害教育指導者研究協議会

受講者数:143 名、回答数:134 名分(回収率 94%)

回答(回答数が多かった上位 3 つ):他県の教員との交流・情報交換 87 名(64.9%)、専門的な知識・技能等の向上 79 名(59.0%)、国の施策や最新の研究についての情報の入手 74 名(55.2%)

3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会

受講者数:71 名、回答数:68 名分(回収率 96%)

回答(回答数が多かった上位 3 つ):他県の教員との交流・情報交換 53 名(78%)、国の施策や最新の研究についての情報の入手 47 名(69%)、教員としての視野の拡大 31 名(46%)

4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会

受講者数:78 名、回答数:74 名分(回収率 95%)

回答(回答数が多かった上位 3 つ):他県の教員との交流・情報交換 62 名(84%)、国の施策や最新の研究についての情報の入手 42 名(57%)、専門的な知識・技能等の向上 37 名(50%)

調査票2(学校長等用)の設問の一部

受講者が、本研修の成果を、教育実践等に有効に反映させていると思わ

・研修修了 1 年後を目途に研修の活用状況等を把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して調査を実施し、修了後の活動状況等を確認している。

・研修受講者のみならず受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に、事前計画書及び研修修了1年後の研修内容等の活用状況等の調査を実施したことは、地域に対して必要な人材育成を計画的に促進する点で有効な方法である。

れるか。

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

受講者数:76名、回答数:73名分(回収率96%)

回答:とてもそう思う 23名(32%)、そう思う 48名(66%)、あまりそうは
思わない 2名(3%)

2. 発達障害教育指導者研究協議会

受講者数:143名、回答数:133名分(回収率93.0%)

回答:とてもそう思う 61名(45.9%)、そう思う 70名(52.6%)、あまりそ
うは思わない 2名(1.5%)

3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会

受講者数:71名、回答数:67名分(回収率94%)

回答:とてもそう思う 25名(37%)、そう思う 41名(61%)、あまりそうは
思わない 1名(2%)

4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会

受講者数:78名、回答数:74名分(回収率95%)

回答:とてもそう思う 42名(57%)、そう思う 32名(43%)、

調査票3(教育委員会用)の設問の一部

受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実
践等に有効に反映させているか

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

受講者数:76名(内、教委派遣73名)、回答数:69名分(回収率95%)

回答:とてもそう思う 43名(62%)、そう思う 22名(32%)、未記入 4名
(6%)

2. 発達障害教育指導者研究協議会

受講者数:143名(内、教委派遣107名)、回答数:102名分(回収率
95.3%)

回答:とてもそう思う 68名(66.7%)、そう思う 31名(30.4%)、未記入
3名(2.9%)

3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会

受講者数:71名(全員教委派遣)、回答数:68名分(回収率96%)

回答:とてもそう思う 39名(57%)、そう思う 25名(37%)、未記入 4
名(6%)

4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会

| | | |
|--|--|--|
| | <p>なお、従前より受講者が利用する研修員宿泊棟については、実費相当分として、光熱水料等の相当額と寝具代、クリーニング代を含む「宿泊料」については、受益者負担として適切に徴収している。【再掲】</p> | |
|--|--|--|

| | | | | | |
|---|-------------------------|-------------|-----|-----|-----|
| 【(小項目)1-2-4】 | (4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援 | 【評定】A | | | |
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。</p> <p>イ 配信する研修コンテンツについて体系的・計画的な整備・充実を図る。なお、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。</p> <p>ロ 講義配信登録機関数を、中期目標期間終了までに800機関以上確保する。</p> <p>② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派する。</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | A | A | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| 平成24年度事業報告書49頁～50頁 | | | | | |

| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 |
|--|---|--|
| <p>各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信したか。</p> | <p>インターネットによる研修コンテンツの配信</p> <p>都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するためのインターネットによる研修コンテンツ「特別支援教育研修講座基礎編」及び「特別支援教育研修講座専門編」の配信を実施している。</p> <p>1) 特別支援教育研修講座基礎編 (研修コンテンツの内訳) ()内の数字はタイトル数。 特別支援教育の基礎理論(6)、視覚障害教育論(3)、聴覚障害教育論(3)、知的障害教育論(3)、肢体不自由教育論(3)、病弱・身体虚弱教育論(3)、重複障害教育論(6)、言語障害教育論(3)、情緒障害教育論(3)、LD・ADHD・高機能自閉症等教育論(6)、障害児の生理と病理(2)、諸検査の基礎(4) (計 45 タイトル)</p> <p>2) 特別支援教育研修講座専門編 (研修コンテンツの内訳) ()内の数字は平成 25 年 3 月 31 日現在でのタイトル数。 総合的・横断的内容(9)、視覚障害教育(5)、聴覚障害教育(5)、知的障害教育(5)、肢体不自由教育(5)、病弱・身体虚弱教育(3)、言語障害教育(5)自閉症・情緒障害教育(4)、発達障害教育(8)、重複障害教育(2) (計 51 タイトル(うち平成 23、24 年度新規配信 41 タイトル))</p> <p>なお、専門編については、講義内容、講義時間の見直しを行い、新たな</p> | <p>・都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、研修コンテンツ「特別支援教育研修講座基礎編」及び「特別支援教育研修講座専門編」として、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信しており、研修コンテンツの整備が着実に取り組まれており、活用先が広がっている事が見える。</p> <p>また、利用者のアンケート調査等をもとに内容及び運用の改善を図っている。</p> <p>・都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、講師派遣基準に基づき 122 回講師を派遣し、各都道府県等を支援した。</p> |

配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図ったか。

収録を行うなど、平成 25 年度内完了を目途に体系的な再整備を進めている。
 ()内の数字は整備完了後の予定タイトル数

総合的・横断的内容(12)、視覚障害教育(5)、聴覚障害教育(6)、知的障害教育(4)、肢体不自由教育(5)、病弱・身体虚弱教育(4)、言語障害教育(5)、自閉症・情緒障害教育(6)、発達障害教育(9)、重複障害教育(4)(計 60 タイトル(うち平成 25 年度新規配信 19 タイトル)

○平成 22 年度まで、基礎的な内容を扱う「特別支援教育専門性向上 Web 研修講座」、専門的な内容を扱う「インターネットによる講義配信」として実施してきたが、講義配信全体の名称を「インターネットによる講義配信」に統一し、基礎的な内容を扱う講座を「特別支援教育研修講座基礎編」、専門的な内容を扱う講座を「特別支援教育研修講座専門編」と名称を変更した。

「特別支援教育研修講座専門編」については、平成 23 年度からの 3 年間で 60 タイトルの更新計画に基づき、平成 23 年度は 19 タイトル、24 年度は 21 タイトルを新規収録配信した。

また、講義配信への利用アンケート調査での、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成 23 年度以降の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストを表示することとした。

登録機関は、99 機関を受け付け、841 機関となった。

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 登録機関数 | 383 機関 | 475 機関 | 593 機関 | 742 機関 | 841 機関 |

登録機関は、平成 24 年度新たに 99 機関の申請を受け付け、累計 841 機関となった。中期計画(中期目標期間終了までに 800 機関)の達成率は 105.1%である。

・受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っているか。

【受講者等のニーズの変化を踏まえた取組の状況】

○講義配信への利用アンケート調査での、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成 23 年度以降の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストを表示することとした。

・利用者のアンケート調査において、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成 23 年度以降の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストを表示するようにしたことなど、受講者

| | | |
|---|--|---|
| <p><u>・修了後の活動状況等、業務の成果・効果が出ているか</u></p> <p><u>・業務の効率化について、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、施設管理業務の民間委託等の取組を行っているか。</u></p> | <p>・体系的・計画的な整備・充実</p> <p>平成 22 年度まで、基礎的な内容を扱う「特別支援教育専門性向上 Web 研修講座」、専門的な内容を扱う「インターネットによる講義配信」として実施してきたが、講義配信全体の名称を「インターネットによる講義配信」に統一し、基礎的な内容を扱う講座を「特別支援教育研修講座基礎編」、専門的な内容を扱う講座を「特別支援教育研修講座専門編」と名称を変更した。</p> <p>「特別支援教育研修講座専門編」については、平成 23 年度からの 3 年間で 60 タイトルの更新計画に基づき、平成 23 年度は 19 タイトル、24 年度は 21 タイトルを新規収録配信した。</p> <p>【業務の成果・効果】</p> <p>○インターネットによる研修コンテンツ「特別支援教育研修講座基礎編」及び「特別支援教育研修講座専門編」の平成 24 年度の視聴アクセス数の状況は次の通りであった。</p> <p>特別支援教育研修講座基礎編: 694 件 特別支援教育研修講座専門編: 1,089 件</p> <p>登録機関は、平成 24 年度新たに 99 機関の申請を受け付け、累計 841 機関となった。中期計画(中期目標期間終了までに 800 機関)の達成率は 105.1%である。</p> <p>【業務の効率化についての取組状況】</p> <p>○独立行政法人メディア教育開発センターとの協定により平成 19 年度から平成 21 年度の間で、同センターにおいて、研修コンテンツの収録を行っていたが、平成 21 年度に、所内に収録室を新たに設置した。平成 22 年度</p> | <p>等のニーズの変化を踏まえた取組を行っている。</p> <p>・インターネットによる研修コンテンツの視聴の状況は、特別支援教育研修講座基礎編: 694 件、特別支援教育研修講座専門編: 1,089 件であり、登録機関は、平成 24 年度累計 841 機関となり、中期計画中の目標を上回るなど、業務の成果が確認できる。</p> <p>・インターネット配信という性質上、その成果は、視聴アクセス数や登録機関の増加などで測れば十分であり、その意味で大きな成果を上げていると判断することが妥当である。視聴者側からの反響があり、それに応じて改善を図っていることから、視聴者側に効果が表れていることが推測される。</p> <p>ただし、都道府県の研修支援という位置づけからは、都道府県でどのように活用されているのか、都道府県の研修の効果を上げているのかなどの成果を測定し改善を続けていく必要がある。</p> <p>・以前は外部で収録をしていたが、所内に収録室を設置することにより、平成 22 年度からは収録・編集・配信の一連の作業を所内で行えるようにした。この取組により、教材作成作</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---|--|--|
| <p>・ <u>受益者負担の妥当性・合理性があるか。</u></p> <p>都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、講師派遣基準に基づき適切な範囲で講師を派遣し、各都道府県等を支援したか。</p> | <p>からは、収録・編集・配信の一連の作業を所内で行うことにより、同センター(千葉市)までの往復に要する時間と経費の節約ができ、業務の効率化を図った。</p> <p>【受益者負担の妥当性・合理性】</p> <p>○インターネットによる研修コンテンツの配信は、各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信するものであり、各都道府県等が実施する研修に対する支援として、実施している。</p> <p>具体的には都道府県教育委員会、特別支援教育センター、あるいは、校内で研修を実施するに当たり、その支援の方策として、当講義配信の活用は大変重要である。</p> <p>その上、講義の内容については、障害のある子供一人一人の教育的ニーズが高度化・多様化していることを踏まえ、これらに対応した本研究所における研究等の成果を総合的に活用することにより、地方で実施することが困難な質・量共に備えた内容としている。</p> <p>○平成24年度において運用を開始した「講師派遣の取扱いに関する基本方針(概略:都道府県等における教員の資質向上に貢献するため、教育委員会や特別支援教育センター等が実施する研修への講師派遣については、国と地方、都道府県と市町村といった役割分担を踏まえて適切な範囲で講師を派遣する。)」を当研究所ウェブサイトのトップページ(*Q&Aよくあるお問い合わせ)に掲載し、情報提供を行い、各都道府県等に対して支援を行った。</p> | <p>業等の効率化、研修施設の有効活用、経費の縮減の成果を上げた。</p> <p>・インターネットによる研修コンテンツの配信は都道府県の教育委員会、特別支援教育センター、学校で研修を行うにあたり、その支援の方策として実施するものであり、特別支援教育に係る人材の資質向上という国の責務として実施されている。この配信は受益者負担とせず研究所の業務として実施している。</p> <p>・人材育成の方法として多様な方法を用意しておくことは、地域を問わず、特別支援教育の人材の資質向上という点できわめて重要である。</p> |
|---|--|--|

| 【(中項目)1-3】 | 3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|----------|----|----|----|----|----|----------|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|
| | <p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 288 1384 464"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>50</td> <td>53</td> <td>42</td> <td>41</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている教育相談活動の事業費用の額である。</p> | (中期目標期間) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 決算額(百万円) | 50 | 53 | 42 | 41 | 37 | 従事人員数(人) | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| (中期目標期間) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算額(百万円) | 50 | 53 | 42 | 41 | 37 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従事人員数(人) | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1)各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【(小項目)1-3-1】 | <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進 障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。</p> <p>② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実 イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム(教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース)の整備を進める。 また、教育相談情報提供システムの活用状況を毎年度評価し、必要に応じて運用を見直す。 特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。</p> <p>ロ 教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p> <p>ハ 日本人学校等への支援を充実する。</p> | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>平成24年度事業報告書51頁～53頁</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 |
|--|--|---|
| <p>教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進</p> <p>障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施したか。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得たか。</p> | <p>当研究所が事務局である全国特別支援教育センター協議会(以下、「センター協議会」と言う。)が行った教育相談に関する事情聴取の集約結果では、相談事例に対応する際に、学校等(保幼小中高)や特別支援学校と連携しているセンターが半数近くあり、次に発達支援センターや市町村教育委員会との連携であった。教育相談件数がセンターの中で中程度(来所相談件数 88 件、総回数 344 回)の教育相談状況を見ると、保護者や子どもの一次的なニーズについては所属する学校内で対応されていて、センターでは、校内組織の構築に関する課題や対応が困難な事例に対するコンサルテーション(注)の依頼が増えている、ということであった。センターの相談では、継続的に関わることの難しさ、学校組織に関するアセスメントの難しさなどが課題としてあるとしている。</p> <p>こうしたことから、センターなどの教育相談実施機関から当研究所へのコンサルテーションの依頼も、発生頻度の低い障害のある子ども(重度・重複障害や視覚障害のある子ども)の指導に関することや二次障害や被虐待が疑われる子どもの言動や情緒的な理解に関することであった。具体的には、以下の通り</p> <p>平成 24 年度は 11 機関(県立特別支援学校:3 校、市区町村立学校:7 校、地域療育センター等の機関:1 機関)からの依頼を受けて、コンサルテーションを実施した。内訳は、次の通りである。</p> <p>来所によるコンサルテーション :11 回 訪問によるコンサルテーション :16 回 通信等によるコンサルテーション:17 回 (計 44 回)</p> <p>平成 24 年度に実施した機関に対するコンサルテーションの有用度アンケートは、10 機関からの回答があった。「コンサルテーションは役に立ちましたか」の質問に 4 件法(とても役に立った、役立った、どちらかといえば役立たなかった、役立たなかった)で回答を求めたところ、回答のあった全ての機関から「とても役に立った」という評価であった。依頼の内容に対してどのような点で役に立ったかについて「問題の整理ができた」、「問題解決の見通しが持てた」、「具体的な示唆(助言)等が得られた」、「校内の課題</p> | <p>・24 年度にコンサルテーションを実施した 11 機関中 10 機関から回答を得、そのすべてから「とても役に立った」という評価を得ている。</p> <p>・教育相談情報提供システムは、平成 24 年 5 月末までに新システムの移行を成功し、アクセス状況のカウントを可視化するなど整備が進んでいる。</p> <p>・利用促進のため、全国特別支援学校長会(6 月)、等において本システムの紹介などを行っており、アクセス状況は、月平均で 2,000~3,000 人程度となっており利用状況は高いと評価できる。</p> <p>・都道府県教育委員会等に教育相談事例の収集について全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により事例の収集を進め、相談事例件数は増加している。</p> <p>・利活用状況について特別支援教育センター等にアンケートを行い 26 機関からの回答を得ることなどにより、教育相談情報提供システムの整備のため、利用者のニーズ等を収集し、運用等について見直しも含め、検討している。</p> <p>・各都道府県における教育相談実施機関の自己解決能力の向上を図るため、コンサルテーションなど支援機能の充実を図りつつ、各都道府県における教育相談実施機関との連携・協力を更に進めることが必要である。</p> <p>・平成 24 年度から、日本人学校に対して「特総研だより」を年 3 回発行したことは情報発信として非常に良い取り組みであり、日本人学校等への支援を充実させている。</p> <p>・海外在住の日本人の子どもの特別支援教育に係る教育相</p> |

が減少した」、「その他」の項目(複数回答可)で回答を求めた結果、「問題の整理ができた」(6機関)、「問題解決の見通しが持てた」(7機関)、「具体的な示唆(助言)等が得られた」(10機関)、「校内の課題が減少した」(1機関)であった。

コンサルテーションの有用度アンケート(「とても役に立った」「役に立った」の割合)

| | 平成 20年 度 | 平成 21年 度 | 平成 22年 度 | 平成 23年 度 | 平成 24年 度 |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

(注)コンサルテーションとは、特定の子どもを対象に学校等の機関においてどのように対処していくか等の課題について、機関に対して訪問や来所を通じて助言・意見等を行うことを指す。

○教育相談情報提供システムについては、従来使用していたシステムから今後の情報提供対象の拡大、コンテンツの追加・更新の利便性を考慮したコンテンツマネジメントシステムへ移行し、平成24年5月末にはすべてのコンテンツの移行を完了した。その後、全国特別支援学校長会(6月)、特別支援教育総合推進事業連絡協議会(6月)、教育委員会管理・指導事務主幹部課長会議(9月・2月)、センター協議会(11月)において、本システムの紹介を行った。本システムへのアクセス状況は、月平均で2,000～3,000人程度(10月以降、カウントが可能となった)であった。

また、平成24年6月の特別支援教育総合推進事業連絡協議会、11月のセンター協議会の研究協議会(東京大会)、2月の教育委員会管理・指導事務主管部課長会議において、本システムの説明を行うとともに教育相談事例の収集について協力を求めた。この結果、4センター及び教育委員会から事例の提供を受け、研究所でとりまとめた事例を含め、提供する相談事例は105件(平成23年度78件)となった。

本システムの利活用状況については、上記センター協議会(58機関)の加盟機関にアンケートを行い、26機関からの回答があった。本システムの有用性について、4件法(とても有用である、有用である、あまり有用でない、有用でない)で回答を求めたところ、とても有用である:10機関(38%)、

談を様々な方法で受け付けることができ、海外の日本人学校等の特別支援教育に係る研修を担える機関は当機関を置いてほかにはない。障害のある子供がいても、国民が、安心して海外でその役割を果たすことができるよう、その役割を認識し、活動している点はセーフティネットとして大いに評価できる。

各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実を図ったか。

イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム(教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース)の整備を進める。

また、教育相談情報提供システムの利活用状況の評価を行い、必要に応じて運用を見直す。

特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教

| | | |
|---|---|--|
| <p>育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。</p> <p>(勧告の方向性)</p> <p>教育相談データベースについては、全国の特別支援教育センター等の参加や入力情報量が十分でないことにかんがみ、これらの機関との連携を推進するとともに、教育相談に関する情報や教育相談機関からのニーズ等を収集すること等により、その充実を図るものとし、その利活用状況を毎年度評価し、運用を見直すものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>教育相談データベースの効果的運用の推進を図ったか。</p> <p>□ 日本人学校等への支援を充実する。</p> | <p>有用である:15 機関(58%)、有用でない:1 機関(4%)という結果であった。有用でないと回答した 1 機関は、「実際には利用したことがない」と自由記述に記載していた。</p> <p>○平成 24 年度から、日本人学校に対して特別支援教育に関する情報提供活動の充実を図る一環として「特総研だより」を年 3 回発行する計画を立て、5 月・10 月・2 月に発行した。その内容は、研究所の教育相談活動の紹介、特別支援教育に関するタイムリーな情報提供、研究所の研究報告や日本人学校における特別支援教育の状況等である。</p> <p>文部科学省初等中等教育局国際教育課が毎年行っている「在外教育施設教育課程等実施状況調査」の中に「特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導状況」を把握する項目が盛り込まれ、平成 24 年 4 月現在の実態について、平成 24 年 6 月に調査がなされた。全ての日本人学校 88 校(94 校舎)から回答があり、国内の特別支援教育の体制整備状況と比較すると整備状況が整っている学校は少数であるという実態であった。調査結果については、「特総研だより」で全ての日本人学校に発信するとともに、北米・欧州地区の校長研究協議会(10 月)及び東アジア・大洋州地区校長研究協議会(11 月)に研究職員が参加し、報告した。</p> <p>東アジア・大洋州地区校長研究協議会(会場校:ジャカルタ日本人学校参加 38 校)及び北米・欧州地区の校長研究協議会(会場校:ロンドン日本人学校 参加 23 校)に参加し、参加各校の特別支援教育に関する状況を把握するとともに、特別支援教育の啓発に努めた。</p> | |
|---|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>東アジア・大洋州地区校長研究協議会に参加した際には、シンガポール日本人学校チャング校を訪問し、チャレンジ教室・グローイング教室の授業参観と関係者による協議会に参加し、学校に対するコンサルテーションを実施した。また、香港日本人学校からの要請で、香港校小学部及び大埔校(たいぽこう)における特別支援教育体制及び配慮を要する子どもの指導に関して、コンサルテーションを行った。</p> <p>海外子女教育専門相談員連絡協議会(外務省大臣官房人事課子女教育相談室長を会長として、海外子女教育財団、海外進出企業の相談員、保護者団体の代表者が参加する協議会)により開催される定例会(年5回)に参加し、情報交換及び特別支援教育に関する情報提供を行った。このうち1回の会合は、当研究所で開催した。</p> <p>文部科学省初等中等教育局国際教育課が平成24年度に改訂を行った「在外教育施設運営参考資料」の「VI在外施設を支えるもの」のなかに、当研究所の紹介を新たに加えた。</p> | |
|--|--|--|

| | | | | | |
|--|---------------------------|--------------------|-----|-----|-----|
| 【(小項目)1-3-2】 | (2)各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 | 【評定】 A | | | |
| 【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。 | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | A | A | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| | | 平成24年度事業報告書54頁 | | | |

| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 |
|--|--|---|
| 研究所においては、次の教育相談を実施したか。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。 | ○発生頻度の低い障害等の教育相談(5件)に対し、教育相談連絡会議において担当者を決定し、延べ22回の対応を行った。また、発生頻度の低い障害等の教育相談事例については、教育相談情報提供システムの教育相談事例に掲載し、情報提供を行っている。(発生頻度の低い障害の相談事例数は、11件である) ○平成23年度までは、夏期休業期間中に日本に一時帰省している日本人学校の教員や障害のある子供とその保護者を対象とした夏期集中教育相談を実施していたが、平成24年度からは、常時相談を受け付けることとした。国外にこれから赴任する保護者や在住している保護者からの相談は36件あり、メール等により延べ112回対応した。 ○来所による教育相談において、教育相談に関するアンケートを実施した。「教育相談に來られて良かったですか」の質問に4件法(とても良かった、わりと良かった、あまり良くなかった、まったく良くなかった)で回答を求めたところ、回収のあった17件では、「とても良かった」16件(94%)、「わりと良かった」1件(6%)の評価を得た。 | ・発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談について教育相談(5件)、延べ22回の対応を行っている。 ・国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談について、平成24年度からは、常時相談を受け付けることとした。これに関する相談は36件あり、メール等により延べ112回対応した。これらの対応についてアンケートを実施し、80%以上の満足度を確保している。 |

| | | | | | |
|--|---|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 教育相談に関するアンケート(「とても良かった」、「わりと良かった」)の割合 | | | | |
| | 平成 20年 度 | 平成 21年 度 | 平成 22年 度 | 平成 23年 度 | 平成 24年 度 |
| | 割合 | 100% | 99% | 100% | 100% |
| 教育相談事例の研究について、研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進めたか。 | <p>○「教育相談事例の研究」についての実施手順を検討し、マニュアルを作成するとともに、所内説明会を開催して職員に周知を行っている。6件の研究(15事例)が進められており、教育相談事例の研究に関する進捗状況について、報告会を開催した。また、これらの相談事例の研究は、学会発表及び講演等での活用が15件あり、当研究所の研修講義での活用は12件であった。</p> | | | | |

| 【(中項目)1-4】 | 4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|
| | <p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="407 279 1384 454"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>221</td> <td>230</td> <td>261</td> <td>253</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている情報普及活動の事業費用の額である。</p> <p>※ 第3期中期目標(H23-27)において、第2期中期目標(H18-22)までのような国際交流・国際貢献事業についての独立した項目立てがなされなくなり、当該事業に含まれていたものうち継続して行うべき業務は、本項目等で行ったこと等に伴い業務量が増えたため、平成23年度の従事人員数が増加している。</p> | (中期目標期間) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 決算額(百万円) | 221 | 230 | 261 | 253 | 242 | 従事人員数(人) | 10 | 8 | 8 | 15 | 15 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| (中期目標期間) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算額(百万円) | 221 | 230 | 261 | 253 | 242 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従事人員数(人) | 10 | 8 | 8 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【(小項目)1-4-1】 | (1)研究成果の普及促進等 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。</p> <p>② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。</p> <p>イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年度開催する。 ただし、従来年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。 また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。</p> <p>ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中500件以上発表する。</p> <p>③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。</p> <p>イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。 ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。</p> <p>④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。</p> | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>平成24年度事業報告書55頁～63頁</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 |
|--|--|--|
| <p>研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供したか。</p> | <p>○中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、「日、英、米の特別支援教育として特別な指導を受けている児童生徒の割合」についての資料を提供した。</p> <p>また、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告(平成24年7月23日)では、当研究所が同報告の検討過程で提供した諸外国の障害のある子どもの教育に関する調査資料が参考資料となった。</p> <p>さらに、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」協力者会議の特別協力者として参画し、企画の立案、調査の実施、報告書を取りまとめ等の協力を行った。また、この調査結果を受け、文部科学省の依頼に基づきフォローアップ調査を行うこととし、それに向けての準備を行った。</p> <p>こうした例のように、国の行政施策の企画立案・実施に寄与しており、そのうち、研究職員が各種委員会の委員や協力者等となったものについては、以下の通りである。</p> <p>(文部科学省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」協力者会議特別協力者 4名 ・教育研究開発企画評価会議協力者 2名 ・学びのイノベーション企画評価委員 2名 ・学びのイノベーション推進協議会委員 1名 ・学びのイノベーション推進協議会特別支援教育ワーキンググループ委員 2名 ・特別支援教育関係事業に係る審査評価委員 1名 ・教科書特定図書普及推進事業企画会議委員 1名 ・不登校生徒に関する追跡調査研究会委員 1名 ・平成25年度全国学力・学習状況調査における点字・拡大問題に係る検討委員 4名 <p>(総務省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フューチャースクール推進研究会構成員 1名 <p>(厚生労働省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者施策検討会構成員 1名 | <p>・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会においての資料提供や協力者会議に参画し、調査の実施等に協力したことなどから、国の行政施策の企画立案・実施に寄与する資料の提示や研究会・検討会への参画(委員としての出席)を多方面で行っている。</p> <p>・研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図っている。</p> <p>・平成24年度国立特別支援教育研究所セミナーを開催し、参加者定員の90%以上の充足率と85%以上の満足度を確保した。本セミナーでは幼稚園・小中高等学校・特別支援学校の各園長・校長による各分野の特徴と現場の状況が報告されるなどナショナルセンターらしい興味深い内容が含まれている。</p> <p>過去の2回/年のセミナーを重点化し、経費削減効果も出ている。</p> <p>・学会等における発表数は、204件であり、目標の2倍が達成されている。</p> <p>・特集論文、投稿論文を計8本を収録した研究紀要第40巻を刊行し、研究所ウェブサイト上に掲載した。</p> <p>・研究成果報告書については、経費の節減のために印刷形式での配布を原則取りやめることとし、平成23年度に終了した研究課題の成果については、「研究成果報告書サマリー集(平成23年度終了課題)」を新たに作成し、全国の市区町村教育委員会など関係機関に送付するとともに、ウェブサイトに掲載した。</p> |

| <p>研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図ったか。</p> <p>イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。</p> <p>また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>毎年2回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。</p> | <p>(法務省関係)</p> <p>・司法試験受験特別措置検討会委員 1名</p> <p>○平成24年度国立特別支援教育研究所セミナーを、平成25年1月29日(火)～30日(水)の二日間にわたり、参加定員の700名を超える参加者(716名)を得て、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催した。参加者定員の90%以上の充足率(102.3%)と85%以上の満足度(97.5%)を確保できた。</p> <p>また、今回のセッション1<シンポジウム>で、幼稚園から高等学校までの各校長会との連携・協力により、幼児期から後期中等教育までの教育現場の関係者が一堂に会しての議論は、初めての試みであった。</p> <p>従前より参加型プログラムとするため、申込の際には、事前アンケートとして、本セミナーで得たい情報や特別支援教育の推進充実についての意見や各分科会の内容等に関して、普段感じていること、考えていることについての意見を集めた。意見については、各セッション(各分科会)毎に整理した上で各運営担当研究職員や講師に提示して、セミナーの内容等のできる限り反映するとともに、各セッションの質疑応答において取り上げるよう準備を進めた。</p> <p>平成24年度国立特別支援教育総合研究所セミナーの参加者数については、定員700名のところ、796名の申込みを受付、716名の実参加を得た(充足率:102.3%)。</p> <p>平成24年度国立特別支援教育総合研究所セミナーの参加者アンケートによる満足度は、「参加した意義があったか」の項目において、「意義があった」75.7%、「やや意義があった」21.8%で、合計97.5%から参加に意義があったとの回答を得た。</p> <table border="1" data-bbox="651 1123 1478 1495"> <thead> <tr> <th></th> <th>セミナー名</th> <th>定員</th> <th>参加者</th> <th>充足率</th> <th>満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>セミナー</td> <td>700名</td> <td>716名</td> <td>102.3%</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>セミナー</td> <td>700名</td> <td>742名</td> <td>106.0%</td> <td>97.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成22年度</td> <td>セミナーⅠ</td> <td>1,400名</td> <td>1,301名</td> <td>92.9%</td> <td>92.6%</td> </tr> <tr> <td>セミナーⅡ</td> <td>700名</td> <td>638名</td> <td>91.1%</td> <td>94.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度</td> <td>セミナーⅠ</td> <td>1,400名</td> <td>1,325名</td> <td>94.6%</td> <td>94.5%</td> </tr> <tr> <td>セミナーⅡ</td> <td>700名</td> <td>919名</td> <td>131.3%</td> <td>97.5%</td> </tr> </tbody> </table> | | セミナー名 | 定員 | 参加者 | 充足率 | 満足度 | 平成24年度 | セミナー | 700名 | 716名 | 102.3% | 97.5% | 平成23年度 | セミナー | 700名 | 742名 | 106.0% | 97.4% | 平成22年度 | セミナーⅠ | 1,400名 | 1,301名 | 92.9% | 92.6% | セミナーⅡ | 700名 | 638名 | 91.1% | 94.8% | 平成21年度 | セミナーⅠ | 1,400名 | 1,325名 | 94.6% | 94.5% | セミナーⅡ | 700名 | 919名 | 131.3% | 97.5% | <ul style="list-style-type: none"> ・研究中間報告書は刊行していないが、平成24年度終了の研究課題のうち5件については、運営委員会外部評価部会の指摘を反映させた上で、当研究所ウェブサイトに掲載し、広く情報提供を行うこととしている。 ・研究成果が活用しやすいようにガイドブック・マニュアル等を3種類刊行し、市販等により提供しており、市販までされるという事は、研究成果が有用であることを示している。 ・市販本としての発行は、必要な人が入手しやすく、研究成果を普及するうえでは、とても重要な方法であり、今後も力を入れていくことが望ましい。 ・都道府県・指定都市等が実施する研修会等へ、依頼に基づき延べ122人を派遣し、研究成果の普及を行っており、いろいろな場面で活躍している。また、実績の多い派遣先5機関へのアンケート結果は良好であり、研究所としての着実な研究による成果を様々な方法で多方面に提供されている。 |
|---|---|--------|--------|--------|-------|-----|-----|--------|------|------|------|--------|-------|--------|------|------|------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|------|------|--------|-------|--|
| | セミナー名 | 定員 | 参加者 | 充足率 | 満足度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度 | セミナー | 700名 | 716名 | 102.3% | 97.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | セミナー | 700名 | 742名 | 106.0% | 97.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年度 | セミナーⅠ | 1,400名 | 1,301名 | 92.9% | 92.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | セミナーⅡ | 700名 | 638名 | 91.1% | 94.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | セミナーⅠ | 1,400名 | 1,325名 | 94.6% | 94.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | セミナーⅡ | 700名 | 919名 | 131.3% | 97.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 平成20年度 | セミナーⅠ | 1,400名 | 1,265名 | 90.4% | 96.0% |
| | セミナーⅡ | 700名 | 720名 | 102.9% | 98.2% |

平成23年度から毎年2回開催していたセミナーを統合し、年1回で開催することとした。このことにより資料印刷費や会場借上費等の経費を縮減した。

平成22年度 4,557千円

平成23年度 2,926千円

□ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において100件以上発表する。

○研究成果の発表数は、204件であり、形態別の発表数は、学会や大会等における口頭発表等76件、単行本43件、学術雑誌等17件、商業雑誌等50件、大学等紀要等2件、研究所紀要5件、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletin11件である。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発表数 | 210件 | 240件 | 279件 | 226件 | 204件 |

研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載したか。

イ 研究紀要第40巻を刊行する。

○当研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として、研究所が刊行する和文による「研究紀要」第40巻の編集を行い、文部科学省等関係機関や各教育委員会等に配布した。また、研究所ウェブサイト上に掲載し、広く情報提供を行った。

なお、研究紀要の刊行に当たっては、研究紀要編集委員会を設置し、編集方針の決定及び掲載論文の審査を行っている。

・研究紀要第40巻の内容

特集テーマ：特別支援教育におけるICF-CYの活用に関する研究
—活用のための方法試案の実証と普及を中心に—

特集論文 3本

投稿論文 5本

□ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。

○平成24年度終了の以下の研究課題については、運営委員会外部評価部会の指摘を反映させた上で、最終的な各研究成果報告書及び研究成果報告書サマリーの内容を確定させ、当研究所ウェブサイトに掲載し、広く情報提供を行うこととしている。

| | | |
|---|---|--|
| <p>ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。</p> | <p><u>専門研究 A</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究 ・インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究 <p><u>共同研究</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・墨字と併記可能な点字・触図作製技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成 ・弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究 <p>○障害のある子どもを支援する立場にある方々の様々なニーズに応え、教育現場で活用しやすいように、平成 24 年度は下記のガイドブック・マニュアル等を刊行した。</p> <p>(市販したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校におけるアシスティブ・テクノロジー活用ケースブック 定価 1,890 円(税込) 平成 24 年 5 月発行(ジアース教育新社) ・特別支援教育における ICF の活用 Part3 ー学びのニーズに応える確かな実践のためにー 定価 2,625 円(税込) 平成 25 年 1 月発行(ジアース教育新社) <p>(当研究所において刊行したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽度・中等度難聴児に対する指導・支援のために ー軽度・中等度難聴児をはじめ担当される先生へー <p>(当研究所が協力して刊行されたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 精神疾患等のこころの病気のある児童生徒の指導と支援の事例集 全国病弱虚弱教育研究連盟心身症等教育研究推進委員会に当研究所が協力 ・病弱教育支援冊子・病類別支援冊子「病気の子どもの理解のために」 (脳腫瘍、筋ジストロフィー、糖尿病、色素性乾皮症(XP)、もやもや病、腎疾患、ペルテス病) 当研究所と全国特別支援学校病弱教育校長会が協力 | |
|---|---|--|

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|------|-----------|------|-----|-----|-----|------|------|------|--|
| <p>ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。</p> <p>都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及したか。</p> | <p>○教材・教具については、平成 24 年度に、アクセシブルデザインパンフレットを作成した。</p> <p>○都道府県教育委員会等からの依頼に基づく講師等の派遣実績は以下の通りである。</p> <p>派遣先種別毎の派遣延人数</p> <table data-bbox="705 359 1086 566"> <tr> <td>国、独立行政法人</td> <td>26 人</td> </tr> <tr> <td>都道府県・指定都市</td> <td>54 人</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>37 人</td> </tr> <tr> <td>研究会等</td> <td>64 人</td> </tr> </table> <p>また、派遣実績の多い都道府県教育委員会等の 5 機関に対し、アンケート調査を実施した。満足度については、4 件法(とても満足している、満足している、あまり満足していない、全く満足していない)で回答を求めたところ、5 機関から「とても満足している」との回答があった。また、「当研究職員が行った講義等は、都道府県教育委員会の施策推進や学校現場での実践、教職員の資質・能力の向上等にどう生かされているか」という質問に対し、「特別支援教育各分野の最新の知識や機器などを使った教育技術及び現在の特別支援教育の課題とこれからの方向性が示され、受講者一人ひとりの特別支援教育の専門性向上につなげることができた。」などの意見があった。</p> | 国、独立行政法人 | 26 人 | 都道府県・指定都市 | 54 人 | 市町村 | 5 人 | 大学等 | 37 人 | 研究会等 | 64 人 | |
| 国、独立行政法人 | 26 人 | | | | | | | | | | | |
| 都道府県・指定都市 | 54 人 | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | 5 人 | | | | | | | | | | | |
| 大学等 | 37 人 | | | | | | | | | | | |
| 研究会等 | 64 人 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|----------------------------------|--------------------|-----|-----|-----|
| 【(小項目)1-4-2】 | (2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 | 【評定】 A | | | |
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。</p> <p>イ インターネットを活用し、ウェブサイトから特別支援教育に関する情報を提供する。</p> <p>ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。</p> <p>ハ メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。</p> <p>② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。</p> <p>イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積する。</p> <p>ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。</p> <p>ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報情報のデータベースを運用する。 また、データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。</p> <p>③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。</p> <p>イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。</p> <p>ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。</p> <p>ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。</p> <p>④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供</p> <p>イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。</p> <p>ロ 国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| <p>イ インターネットを活用し、ウェブサイトから特別支援教育に関する情報を提供する。</p> <p>ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。</p> <p>ハ メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。</p> | | A | A | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| | | 平成24年度事業報告書64頁～70頁 | | | |

| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 |
|---|--|--|
| <p>インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行ったか。</p> <p>イ 研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、特別支援教育に関する情報を提供する。</p> <p>ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動</p> | <p>○平成23年度に研究所ウェブサイト进行全面リニューアルし、平成24年度は引き続き、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮した改善を行った。コンテンツについては、「各障害における関連情報」の整理を行い研究協力機関等の情報の追加など内容の充実を図った。また、「教育相談情報提供システム」「特総研ジャーナル」「NISE Bulletin」などの情報へのリンクバナーを新設した。</p> <p>○平成24年度は、発達障害教育情報センターウェブサイトのさらなる充実を目指し、特に以下を重点化して実施した。</p> <p>1)「教育相談」のコンテンツの見直し</p> <p>「発達障害のある子どもの支援に役立つ Q&A」について、現行のライフステージ別に示している75項目の構成及び内容の見直しを行い、「特別</p> | <p>・研究所ウェブサイトはユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮した改善を行うとともに、随時、新たなコンテンツの追加が行われ見やすく、情報検索しやすいものとなっている。</p> <p>・発達障害教育に関わる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するため、発達障害についての研修講義の増加などウェブサイトからの情報提供を充実させている。</p> <p>・特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積し、またニーズに対応した情報提供を行っており、検索システムも含め使いやすい環境にある。また、図書室の利用者に対して、アンケート調査を行い、高い満足度を得ている。</p> |

| | | |
|-------------|--|---|
| <p>を行う。</p> | <p>支援教育に関する Q&A」と「ライフステージ別による相談内容に関する Q&A」に改訂することとした。平成 24 年度は、「特別支援教育に関する Q&A」について見直しを行い、「特別支援教育とは」、「就学・進学に関する こと」、「学びの場に関する こと」、「校内支援体制」、「関係諸機関との連携」の 5 項目で構成し、それぞれの項目の Q&A の配列や内容について検討した。</p> <p>また、同コンテンツの「身近な相談機関」においては、各都道府県・指定都市の特別支援教育センター等の教育相談の窓口へのリンクの許諾依頼を行った。その結果、64 機関中リンクを了承した機関は 50 機関であり、平成 25 年度早々に更新する予定である。</p> <p>2) イベント情報の充実</p> <p>各都道府県・指定都市教育センター等、計 23 機関より、公開で実施されている研修やイベントに関する研修計画を得て、それらの情報を提供した。本件については次年度も継続して実施し、平成 25 年度分の研修計画の提供については依頼済みである。</p> <p>3) 研修講義の増加</p> <p>平成 24 年度は、新たに 6 本の研修講義を収録した。その結果、一般の教員や保護者が自由に視聴できる発達障害教育情報センターの研修講義は、19 本となった。</p> <p>平成 24 年度は、昨年度に引き続き、発達障害教育情報センターにおいて双方向性研修講義を実施した。相手は福島県養護教育センターであり、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響から、養護教育センターにおいて多くの研修を開催しにくい事情もあったため、当センターの「研修講義」を視聴した後に、通信によって養護教育センターと発達障害教育情報センターを結び、受講者の質疑応答に当センターのスタッフが回答するなど、双方向性を付加する形とした。受講生からのアンケートでは、回答する当センターのスタッフから詳細の内容を直接聞けることで、非常に有効であると評価を得た。</p> <p>発達障害教育情報センターの見学者については、平成 24 年度は総計 521 名であり、主な見学者は当研究所の専門研修員と、高校生、大学生、現職教員、指導主事、海外の現職教員、文部科学省関係者であった。見学者については、当センタースタッフ等がセンターのウェブサイトを説明し、教材教具・支援機器等を実際に触ってもらうなどしながら、発達障害教育</p> | <p>・研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用しており、平成24年度のデータベースの新規登録件数は3,551件であり、アクセス件数は、年間目標の4~5倍を達成している。</p> <p>・筑波大学附属久里浜特別支援学校、全国特別支援学校長会等の関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図っている。</p> <p>・諸外国の情報を収集し、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル等を通じて情報提供を行うなど海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供を行っている。また、海外に対する情報発信については、研究所の活動や研究成果、日本の特別支援教育の政策動向等の内容を掲載した NISE Bulletin Vol.12 を平成 25 年 3 月にウェブサイトに掲載している。</p> <p>・開かれた形で海外に対して我が国の特別支援教育の質の高さを発信し、また、海外の現状を国内に紹介することは、人材育成における我が国の教員に世界の中での位置づけを確認させ、教員のモラルをあげることができる。</p> <p>国民に対しても、他国と比較した我が国の特別支援教育の質の高さを発信し、我が国の特別支援教育に対する国民の信頼を向上させる点で、きわめて有効である。今後の活動に期待したい。</p> <p>・メールマガジンについては、平成 19 年 4 月の創刊以後、月 1 回配信している。</p> <p>・中教審分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築のための先導的な取組についてのデータベースの準備を行っており、この取組は</p> |
|-------------|--|---|

| | | |
|---|---|--|
| <p>ハ 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及び NISE Bulletin を取りまとめ、インターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。</p> <p>(基本方針) 教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p> <p>(基本方針) 国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p> | <p>の重要性を説明した。 ウェブサイトのコンテンツの変更や研修講義の追加にあわせて、発達障害教育情報センターの広報を目的とした三つ折りチラシの改訂版を作成した。</p> <p>○当研究所のウェブサイト上に国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第2号を平成25年3月に掲載した。 国立特別支援教育総合研究所ジャーナルで提供している情報の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に実施した研究課題一覧 ・平成24年度に実施した研究課題の研究成果サマリー ・当研究所職員による研究報告 ・当研究所が実施した諸外国の状況調査の報告 ・当研究所職員による学会、国際会議・外国調査の報告 ・国立特別支援教育総合研究所セミナー等、当研究所の事業報告 <p>平成24年3月にリニューアル創刊したNISE Bulletinについて、Vol.12を平成25年3月に当研究所ウェブサイトに掲載した。 NISE Bulletin(英文)で提供している情報の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度研究課題一覧 ・平成24年度に実施した研究課題の研究成果サマリー ・国立特別支援教育総合研究所セミナー等、当研究所の事業報告 ・日本の特別支援教育の政策動向 ・研究紀要掲載論文の英訳 <p>○平成22年度まで刊行していた教育相談年報及び世界の特別支援教育を平成23年度から国立特別支援教育総合研究所ジャーナルに統合し、当研究所のウェブサイト上に掲載した。</p> <p>○平成22年度まで刊行していた英文紀要及び Journal of Special Education in the Asia Pacific (JSEAP)、NISE Newsletter 等の国際交流に関する英文刊行物を平成23年度から NISE Bulletin に統合し、当研究所のウェブサイト上に掲載した。</p> | <p>高く評価できる。 今後とも当報告で示された方向性を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を果たすための取組を着実に進めていくことが期待される。</p> <p>・刊行物について平成23年度から、教育相談年報と世界の特別支援教育を国立特別支援教育総合研究所ジャーナルに統合し、また、国際交流に関する英文刊行物を NISE Bulletin に統合しウェブサイトに掲載している。</p> |
|---|---|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>ニ メールマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。</p> <p>特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積したか。またニーズに対応した情報提供を行ったか。</p> <p>イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資</p> | <p>○メールマガジンについては、平成19年4月の創刊以後、月1回配信し、平成24年度末までに第72号までを配信した。さらに、平成25年3月には、文部科学省と連携し、「平成25年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業等の公募について」を緊急に周知するための臨時号を配信した。平成25年3月末時点でのパソコン版メールマガジンの登録数は6,730件である。平成20年1月からは、携帯電話版のメールマガジンの配信希望を受け付け、平成20年2月から配信を開始した。平成25年3月末時点での登録数は、1,154件である。一層、登録者を増やすために、研究所ウェブサイトにもメールマガジンの案内を掲載するとともに、以下の機会にメールマガジンの案内を配布するほか、当研究所の視察・見学者等にも随時配布し、年間を通じて購読登録を募った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所公開(11月) ・研究所セミナー(1月) ・特別支援教育専門研修ほか、当研究所が主催する研修・協議会の参加者に配布 ・世界自閉症啓発デー関連行事ほか、当研究所が関係するセミナー・シンポジウム等の参加者に配布 <p>メールマガジンで提供している情報の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お知らせ:当研究所の事業及び当研究所が関係する行事、各種イベント情報等 ・NISE トピックス:当研究所の事業に関する話題及び当研究所の職員が海外出張で得た諸外国の特別支援教育情報等 ・特別支援教育関連情報:文部科学省等からの特別支援教育に関する最新のトピックス ・研修員だより:当研究所が主催する研修の修了者からの寄稿 ・編集後記:各号担当編集主幹からのメッセージ <p>○平成24年度の図書の増加冊数は購入・製本によるもの1,107冊、寄贈25冊で計1,132冊であった。</p> <p>図書の整理方法については、特別支援教育に関連する分野のものを中心に日本十進分類法に基づき分類し、和洋合わせて67,381冊(和書:49,138冊、洋書:18,243冊、うち和洋の点字図書:487冊を含む)の図書を所蔵している。</p> | |
|---|--|--|

料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積する。

ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。

ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
また、データベースアクセス件数を年間500,000件以上確保したか。

○図書室の利用者に対するアンケート調査結果では、205名からの回答があり、「必要とする資料・情報を得ることができた」が191名(93.2%)であり、85%以上の満足度を確保した。

図書室の所外利用者は106名である。

所外利用者(特に現場の特別支援教育関係者)に当図書室の利用内容について周知するため研究紀要発送の際、各学校・学級、大学・センター等発送先に「外部利用案内」を配布するとともに、各種研修事業等で配布した。

外部からの文献複写受付は、49件であった。

図書室の利用者に対するアンケート調査(「必要とする資料・情報を得ることができた」の割合)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 割合 | 91.1% | 92.4% | 92.9% | 96.3% | 93.2% |

○研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用した。また、データベースの新規登録件数は、年間3,551件であった。

(主要データベース登録件数)

特別支援教育関係文献目録 100,815件

特別支援教育実践研究課題 52,479件

所蔵目録 73,901件

合計件数 227,195件

※各数値は累積件数である。

データベースへのアクセス件数は、2,200,900件であり、目標である500,000件を上回った。

| | アクセス件数 |
|----------|-------------|
| 平成 24 年度 | 2,200,900 件 |
| 平成 23 年度 | 2,581,366 件 |
| 平成 22 年度 | 4,406,856 件 |
| 平成 21 年度 | 802,512 件 |
| 平成 20 年度 | 607,768 件 |

関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図ったか。

イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2012in 横須賀」を開催する。

主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校

共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校 PTA

ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及を行う。

ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。

○当研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校の主催により「世界自閉症啓発デー2012 in 横須賀」を平成 24 年 4 月 21 日に開催した。本シンポジウムにおいて、筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校 PTAらと共に企画や広報活動を行い、当日は 251 名の参加者があった。

○全国特別支援学校長会理事評議員会、事務局会議にオブザーバーとして参加し、調査研究への協力を推進しつつ、校長間で情報を共有し特別支援教育を推進するためのネットワークのあり方について知見提供するとともに意見聴取した。

○小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて、関連団体等を訪問し、特別支援教育に関わる情報提供についてのニーズの把握や意見聴取を実施した。あわせて、特別支援教育についての理解啓発という観点から当研究所の諸活動等について紹介した。平成 24 年度中に意見聴取を行った関連団体等は以下の通りである。

全国連合小学校長会事務局、全国連合小学校長会調査研究部特別支援教育委員会、全日本中学校長会事務局、全日本中学校長会生徒指導部会、全国高等学校長協会事務局、日本私立小学校連合会・東京私立初等学校協会、日本私立中学高等学校連合会事務局。

| | | |
|---|--|--|
| <p>海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供を行ったか。</p> <p>イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。</p> <p>ロ 国際交流に関する刊行物の内容を含む国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから提供を行う。</p> | <p>○諸外国の特別支援教育に係る諸情報の収集については平成 23 年度に、国際調査国別調査班による活動、外国調査研究協力員制度、専門研究等による職員の海外渡航調査、国内の研究者を招聘した講演会等を効率的に組み合わせて、諸外国の情報を計画的・組織的に収集する体制を整備した。平成 24 年度については、この体制に基づいて諸外国の情報を収集し、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル等を通じて情報提供を行った。具体的には以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当研究所の国際調査の実施に関する要項に基づいて調査を対象国は、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、ドイツ、フランス、北欧（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）、アジア（韓国、中国）である。 ・外国調査研究協力員は、平成 24 年 12 月まで、イギリス、イタリア、ノルウェー、オーストラリア、平成 25 年 1 月からはイギリス、イタリア、ノルウェー、韓国、ドイツの 5 か国について委嘱し調査を依頼し、情報収集を進めている。 ・専門研究等で実施した海外渡航調査の所内報告会を実施（対象国は、韓国、ニュージーランド、中国、アメリカ、イギリス）した。報告会には文部科学省特別支援教育課の参加を得た。 ・国内研究者（宮内久絵茨城キリスト教大学講師並びに岡典子筑波大学准教授）による英国、米国を中心とした諸外国における障害のある子どもの教育政策の動向についての講話を平成 24 年 12 月 21 日（金）に実施した。 ・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告（平成 24 年 7 月 23 日）では、当研究所が同報告の検討過程で提供した諸外国の障害のある子どもの教育に関する調査資料が参考資料となった。 <p>○当研究所のウェブサイト上に国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第 2 号を平成 25 年 3 月に掲載した。</p> <p>国立特別支援教育総合研究所ジャーナルで提供している情報の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度に実施した研究課題一覧 ・平成 24 年度に実施した研究課題の研究成果サマリー ・当研究所職員による研究報告 | |
|---|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・当研究所が実施した諸外国の状況調査の報告 ・当研究所職員による学会、国際会議・外国調査の報告 ・国立特別支援教育総合研究所セミナー等、当研究所の事業報告【再掲】 平成 24 年 3 月にリニューアル創刊した NISE Bulletin について、Vol.12 を平成 25 年 3 月に当研究所ウェブサイトに掲載した。 NISE Bulletin(英文)で提供している情報の概要は以下の通りである。 ・平成 24 年度研究課題一覧 ・平成 24 年度に実施した研究課題の研究結果サマリー ・国立特別支援教育総合研究所セミナー等、当研究所の事業報告 ・日本の特別支援教育の政策動向 ・研究紀要掲載論文の英訳 <p>○平成 25 年度より、当研究所において、合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システム構築に先導的な取組を実施している学校・地域での取組について普及促進と共有化を図るためにデータベースを整備する予定であり、平成 24 年度においては、そのための準備委員会を開催する等の事前準備を行った。</p> | |
|--|--|--|

| 【(大項目)2】 | Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|-----|--|--|-----|-----|-----|-----|---|---|--|--|
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。 退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。 なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。</p> <p>(2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。</p> <p>(4) 内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員へのミッション・ビジョンの周知徹底、コンプライアンス機能及び監事監査機能のさらなる充実・強化を図る。</p> <p>(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> | | <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | H23 | H24 | H25 | H26 | A | A | | |
| H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | |
| A | A | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>実績報告書等 参照箇所</p> | | | | | | | | | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | | | | | | | | | |
| <p>【法人の長のマネジメント】</p> <p>(リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。 <p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 | <p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】</p> <p>法人における予算・人事等の決定については、各部への権限の委任はしておらず理事長自らが行うこととしている。 法人の長のリーダーシップを発揮するための取組として、総予算額の2%程度の理事長裁量経費を設け、中期目標・中期計画の実現に向け、機動的・弾力的に運用している。 法人の長の補佐体制については、企画部長を兼務している理事の役割がある。理事は企画部長を兼ねるとともに、教育支援部、教育研修・事業部、教育情報部、総務部の業務について、適切な指導及び監督を行っている。</p> <p>【組織にとって重要な情報等についての把握状況】</p> <p>組織にとって重要な情報等については、文部科学省と連絡を密にして政策的に重要な情報を把握するとともに、各都道府県教育委員会、教育センター、校長会等と連携協力することにより、現場における特別支援教育についての重要な情報の把握に努めている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書では、平成 24 年度計画に対する実績が、成果・効果も含めて記述されており、きちんと実施管理されている事が評価できる。 ・法人の長のリーダーシップについて予算・人事等の決定は理事長自らが行うこととしていること、理事長裁量経費の運用などから、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境にあり、機能している。 ・組織にとって重要な情報等について、文部科学省と連絡を密にすることにより政策情報について把握しており、また教育委員会との連携などにより現場の情報を把握している。 ・ミッションの役職員への周知徹底については、職員研修等において、機会ある度に趣旨・内容の周知を徹底することなどにより、ミッションを組織全体に浸透させている。 | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。 <p>(勧告の方向性)</p> <p>内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。</p> | <p>【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況】</p> <p>役職員に対するミッションの周知については、ミッションを掲載した研究所要覧を全職員に配付するとともに、職員研修等において、機会ある度に趣旨・内容の周知を徹底することなどにより、組織全体に浸透させている。</p> <p>理事長が主宰し、理事・各部長・各上席総括研究員・各課長が構成員となっている総合調整会議を月2回開催し、それぞれの業務・事業担当に理事長としての意思を伝えるとともに、業務・事業担当からの意見を聴取するなどの取組を行っている。</p> <p>また、日常的に職員に対して積極的な声掛けを行うなどして、対話しやすい環境を作り出し、意思の疎通を図っている。</p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況】</p> <p>毎週、研究所内において実施している各部の部会において、業務を遂行する上での課題を洗い出し、担当部長から総合調整会議に報告するとともにその課題を識別・評価することにより、組織全体で取り組むべき課題として理事長が把握している。</p> <p>組織全体として取り組むべき重要な課題は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然災害(地震、津波、風水害等)や火災、爆発、事故等の災害によるものは、その規模や発生原因の検証などで把握に努めている。 ② 情報セキュリティに係るものは、外部からの不正アクセスによるデータ改ざん、メール添付のウイルスソフトによる情報の流出防止などに努めている。 ③ 雇用や人材育成に係る(セクハラ、パワハラ等)ものは、職場環境、人間関係など発生原因が多岐にわたるため、日頃から把握に努めている。 ④ 職場の安全管理等に係るものは、職員の健康管理や職場環境の改善・保持などに努めている。 ⑤ 研究活動上の不正行為(データの捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など)の防止に努めている。 <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応*状況】</p> <p>毎週、研究所内において実施している各部の部会において、業務を遂</p> | <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクについて、適切に把握・対応の取組を行っている。 特に情報セキュリティに係る取組について、研究成果の現場への普及や人材育成のための研修はもちろんとして、研究活動そのものについても、情報システムが基盤となっており、情報セキュリティが益々重要となっており、その認識が強く表れてきた活動となってきたと評価できる。 内部統制については、毎週、研究所内において実施している各部の部会において、業務を遂行する上での課題を洗い出し、担当部長から総合調整会議に報告するとともにその課題を識別・評価することにより、組織全体で取り組むべき課題として理事長が把握し、対応することとしており、充実・強化に取り組んでいる。 |
|---|---|--|

行する上での課題を洗い出し、担当部長から総合調整会議に報告するとともにその課題を識別・評価することにより、組織全体で取り組むべき課題として理事長が把握し、対応している。なお、至急に対応すべき事案があった時は、直ちにそのリスクを回避すべき措置を執っている。また、理事長への直接の相談等によっても、その都度対応している。

重要な課題に対する対応状況は以下のとおり。

- ① 自然災害(地震、津波、風水害等)や火災、爆発、事故等の災害等については、本研究所防災規程の見直しを図るべく検討し、また、防災マニュアルの見直しを行った。災害時での緊急参集要員「(夜間・土日祝日:震度 5 弱以上の地震が発生した際(第一次参集要員))」、「(夜間・土日祝日:震度 6 弱以上の地震が発生した際(第二次参集要員))」を配置し、災害情報の収集・情報連絡体制の強化を行い、全職員に対してもこの防災マニュアルについて、説明会を開催し周知徹底を図った。また、災害発生時に必要となる非常用食糧や防災用品の備蓄量を増加した。さらに、消防用設備更新工事の際には、聴覚障害のある研修員のために火災報知器作動時に光及び音で災害を知らせる装置を取り付け、災害が発生した際にも速やかに避難が行える措置を講ずるとともに従来の消火栓の操作(2人で操作)を、一人で行えるタイプに改修し、初期消火の迅速化を図った。
- ② 情報セキュリティ対応については、セキュリティ意識の向上及び被害を未然に防止することを目的として、情報セキュリティの概念と用語及び具体的な事象と対策などを内容とするeラーニング形式の研修を全職員に対して実施した。また、平成 24 年 12 月に更新した電子計算機システム(ネットワークシステムを含む。)では、不正侵入を防止するため最新のファイアウォールを導入するとともに、セキュリティに関する設定については、接続拒否等のスパム(「迷惑メール」)対策機能及び自動検出・駆除等のウィルス対策機能などネットワーク環境下の安全対策の見直しを行った。
- ③ 雇用・人材育成に係るリスク(セクハラ、パワハラ等)については、内部の「セクシャル・ハラスメント等の防止等に関する規程、同規程の実施について」により、所内で「セクシャル・ハラスメント等相談員」を指名し、事前防止の対策を行っている。
- ④ 職場安全・衛生管理に係るリスク(安全衛生法違反等)については、

| | | |
|---|--|---|
| <p>・ その際、中期目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。</p> <p>（内部統制の現状把握・課題対応計画の作成）</p> <p>・ 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。</p> | <p>内部の「職員健康安全管理規程」により、所内衛生委員会を設置し、毎月開催する衛生委員会にて職員の健康管理、職場環境の点検などを常時行い、インフルエンザ対応（出勤の禁止等）、ノロウィルス対策などを行った。</p> <p>⑤ 研究活動上の不正行為については、内部の「研究所における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」により、研究活動上の不正行為（捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など）の防止のため、研究者や職員への注意喚起、新規採用職員への研修などを通じて一層の理解と周知徹底を行った。</p> <p>【未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応状況】</p> <p>中期目標・中期計画の達成に向け、各部から年度計画の策定や進捗状況について、具体的実施内容、スケジュールの把握（ヒアリング）を行い、進捗が芳しくない項目（業務）については、原因を分析し、対応策を検討し、実行している。</p> <p>【内部統制のリスクの把握状況】</p> <p>内部統制のリスクの把握状況については、毎週、研究所において実施している各部の部会（部所属の全研究職員等が出席）において、業務を遂行する上での課題を洗い出し、これを受けて、理事長が主宰し、月2回開催している総合調整会議において各業務・事業担当と課題の整理、リスクの把握を図ることとしている。また、理事長が日常的に職員に対して積極的な声掛けをするなどして、職員から積極的に研究所が抱える課題等について報告や相談・提言等がなされるようにしている。それに加え理事長直轄の組織である監査・コンプライアンス室は内部監査を実施し、その結果を理事長に報告することなどの取組により、内部統制のリスク等を把握するようにしている。</p> <p>【内部統制のリスクが有る場合、その対応計画の作成・実行状況】</p> <p>理事長が把握した内部統制のリスクがあった場合は、案件に応じて、各部等に対し、調査或いは必要な措置を講ずるよう指示している。</p> | <p>・各部から年度計画の策定や進捗状況について、具体的実施内容、スケジュールの把握（ヒアリング）を行い、進捗が芳しくない項目（業務）については、原因を分析し、対応策を検討し、実行するなど、中期目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目している</p> <p>・内部統制のリスクの把握状況については、理事長が主宰し、月2回開催している総合調整会議において各業務・事業担当と意思疎通を図ること、また、法人の長が日常的に職員に対して積極的な声掛けをするなどして、職員から積極的に研究所が抱える課題等について報告や相談・提言等がなされるようにすること、それに加え理事長直轄の組織である監査・コンプライアンス室は内部監査を実施し、その結果を理事長に報告することなどの取組により、内部統制のリスク等を把握している。</p> |
|---|--|---|

| <p>【監事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。 ・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 | <p>【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】 監事監査において、法人の長のマネジメントに関する監査を実施しており、この監査に資するため役員会において法人運営についての意見交換を行うこととしている。</p> <p>【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】 監事監査は、監事監査規程、監事監査実施基準に基づき実施しており、改善点等がある場合は理事長を含む役員にも報告される。</p> <p>【監事監査における改善事項への対応状況】 監事監査報告書において、改善等が必要と認められる事項があった場合には、理事長が速やかに是正或いは改善の措置を講ずることとしている。また、理事長は改善等措置の状況については、監事に報告することとしている。</p> <p>【一般管理費・業務経費の対前年度増減】 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="651 794 1478 963"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度予算</th> <th>24 年度予算</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>187,279</td> <td>168,673</td> <td>△9.9%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>799,436</td> <td>729,869</td> <td>△8.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>986,715</td> <td>898,542</td> <td>△8.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※退職手当を除いた当該年度の予算額である。 ※平成 24 年度予算は補正後の予算額である。</p> | | 23 年度予算 | 24 年度予算 | 削減割合 | 一般管理費 | 187,279 | 168,673 | △9.9% | 業務経費 | 799,436 | 729,869 | △8.7% | 合計 | 986,715 | 898,542 | △8.9% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査において、法人の長のマネジメントに関する監査を実施し、この監査に資するため役員会において監事と法人運営についての意見交換を行うこととしており、これらの取組から、法人の長のマネジメントについて留意がなされている。 ・ 監事監査は、監事監査規程、監事監査実施基準に基づき実施しており、改善点等がある場合は理事長を含む役員にも報告されている。 |
|---|--|---|---------|---------|------|-------|---------|---------|-------|------|---------|---------|-------|----|---------|---------|-------|---|
| | 23 年度予算 | 24 年度予算 | 削減割合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 187,279 | 168,673 | △9.9% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務経費 | 799,436 | 729,869 | △8.7% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 986,715 | 898,542 | △8.9% | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【給与水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支 | <p>【ラスパイレス指数(平成 24 年度実績)】</p> <p>○国家公務員の給与水準との比較指標であるラスパイレス指数は、研究職員で 88.7%、事務・技術職員で 97.1%である(平成 24 年度)。</p> <p>○役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)」に準拠しており、国と異なる諸手当等も設けておらず、国家公務員と同等の基準としている。</p> <p>○平成 24 年度においては、平成 24 年 3 月 1 日施行の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)」に準拠し、</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の給与水準との比較指標であるラスパイレス指数は、研究職員で 88.7%、事務・技術職員で 97.1%であり(平成 24 年度)、国家公務員の給与水準と比較して給与水準は高くなく、社会的な理解の得られる水準となっている。 ・ 役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)」に準拠しており、国と異なる諸手当等も設けておらず、国家公務員と同等の基準としており、水準の適切性に関して検証されている。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。 (勧告の方向性)</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、木法水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>【諸手当・法定外福利費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 <p>【会費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか(特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの)。 <p>※以下会費がある場合のみ記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費の支出に見合った便宜が与えられているか、また、金額・口座・種別等が必要最低限のものとなっているか(複数の事業所から同一の公益法人等に対して支出されている | <p>以下の給与等の見直しを行った。</p> <p>①役員給与に関しては、俸給表の改定及びいわゆる給与減額支給措置を行い、平成24年4月から適用した。なお、平成23年度支給済み給与から遡及して減額する分については、平成24年6月期末手当で調整した。</p> <p>②職員給与に関しては、第一に平成24年4月1日付けで、中高年齢層を中心にマイナス0.2%の俸給表の改定を行い、平成18年4月の給与切り替えに伴う差額の適用を受けている者について、平成26年3月31日まで、その現給保障月額100分の99.1までを保障した。</p> <p>第二に、いわゆる給与減額支給措置を行い、平成24年5月から適用した。</p> <p>第三に、平成24年4月1日付けで平成18年度から平成20年度で昇給を抑制された職員等について、30歳以上、36歳未満の職員(昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者)について、1号俸上位の号俸に調整し、30歳に満たない職員(昭和57年4月2日以降生まれ)について、最大2号俸上位の号俸に調整した。</p> <p>【福利厚生費の見直し状況】</p> <p>○法定外福利費については、レクリエーションを実施していないことから、レクリエーション経費の支出実績はない。法定外福利費の支出としては、労働安全衛生法に基づく健康診断、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境測定に係る経費、役員の傷害保険を支出している。職員の諸手当については、国と異なる諸手当は設けていない。</p> <p>【会費の見直し状況】</p> <p>(【公益法人等への会費の支出への対応状況】)</p> <p>平成24年度第1回役員会(監事含む)において、本研究所から公益法人等に対する会費支出については、「文部科学省独立行政法人から公益法人等に対する会費支出の基準について(通知)」(24文科総第4号平成24年4月5日)を受けて、運営費交付金による会費の支出に当たっては、次の3つの観点から具体的かつ明確に説明できるものに限定する旨の所内基準を定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①研究所の業務と密接な不可分な関係にあること ②その支出によって研究所全体の業務の効率化、質の向上に資すること | <ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利費については、レクリエーションを実施していないことから、レクリエーション経費の支出実績はない。また、適宜、見直しを行っている。なお、職員の諸手当については、国と異なる諸手当は設けていない。 ・会費の支出については、政府方針等を踏まえ、具体的かつ明確に説明できるものに限定する旨の所内基準を定めており、役職員は、公益法人等に対する会費支出を請求する際には、その都度、支出先、名目・趣旨、支出金額等が分かる文書を作成し、理事長までの決裁を得ることとし、監事は、会費支出について十分な精査を行うこととしているなど、適切に見直しが行われている。 また、役員会(監事を含む)において、この基準により、これまで支出実績のある相手方について精査を行い、全ての観点から、具体的かつ明確にできるものであり、会費を支出しなければならない必要性はあると判断し、6者の公益法人 |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| <p>会費については集約できないか)。 ・監事は、会費の支出について、本見直し方針の趣旨を踏まえ十分な精査を行っているか。 ・公益法人等に対し会費(年10万円未満のものを除く。)を支出した場合には、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、支出金額等の事項を公表しているか。</p> <p>【契約の競争性、透明性の確保】 ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。</p> | <p>③支出する額がそれにより得られる便益に見合っていること。 この基準により、役職員は、公益法人等に対する会費支出を請求する際には、その都度、支出先、名目・趣旨、支出金額等が分かる文書を作成し、理事長までの決裁を得ることとし、監事は、会費支出について十分な精査を行うこととしている。</p> <p>また、役員会(監事を含む)において、この基準により、これまで支出実績のある相手方について精査を行い、上記①～③の全ての観点から、具体的かつ明確にできるものであり、会費を支出しなければならない必要性はあると判断し、6者の公益法人等に対し会費を支出した。なお、会費支出状況を四半期ごとにウェブサイトで公表することとしているが、上記の6者の公益法人等に対しての会費はいずれも年10万円未満のため、公表は行っていない。</p> <p>なお、会費の見直しの結果、1者の公益法人等への会費は支出しないこととした。</p> <p>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】 ①規程類 契約方式等、契約に係る規程類については、国に準拠している。 1) 一般競争入札における公告期間・公告方法(会計細則第35条) 2) 指名競争入札限度額(会計規程第52条) なお、平成24年度においては一般競争の原則を踏まえ、指名競争入札の実績はない。 3) 包括的随契条項又は公益法人随契条項は、設定していない。 4) 予定価格の作成・省略に関する定め(会計規程第56条) 5) 総合評価方式・複数年契約(総合評価方式は、会計規程第57条第2項。複数年契約は、会計細則第65条) なお、「独立行政法人における契約の適正化」で要請のあった複数年契約については、対象となる契約の要件を示すようにした。 6) 総合評価方式、企画競争及び公募の要領・マニュアル等 平成21年3月17日付けで整備している。(「総合評価落札方式活用の手引き」、「公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアル」) なお、「独立行政法人における契約の適正化」で要請のあった総合</p> | <p>等に対し会費を支出した。なお、会費支出状況を四半期ごとにウェブサイトで公表することとしているが、上記の6者の公益法人等に対しての会費はいずれも年10万円未満のため、公表は行っていない。</p> <p>・契約方式等、契約に係る規程類については、国に準拠している。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|---|--|---|
| <p>・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。</p> | <p>評価落札方式における審査等の手続きについて、公平、校正かつ客観性を確保するため外部有識者の関与を必須事項とするよう「総合評価落札方式活用の手引き第三章IV技術審査」を改訂した。</p> <p>7)再委託の把握措置 政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成 21 年 12 月 9 日政委第 35 号)」により指摘のあった再委託の把握措置について、会計細則第 59 条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。</p> <p>8)一般競争入札の原則の堅持 契約については、原則は一般競争入札とし、競争性のある契約は全て一般競争入札により実施した。 入札公告の研究所ウェブサイトへの掲載に際しては、国の基準を超え公告期間を 20 日とするとともに、仕様書も併せて掲載することにより、多くの者が公告を閲覧、入札に参加できるように契約内容を分かり易いようにすることにより入札参加者の増を図った。 また、一般競争入札等による調達が予定されると判明した段階で、調達予定情報として調達予定件名、選定の方式及び入札公告予定時期をウェブサイトで四半期毎に公表し多くの者が契約に関する情報を閲覧できるように情報提供を行った。</p> <p>9)マイルージの取扱い 財務省による平成 21 年度予算執行調査等の結果を踏まえ、出張に係る経費削減に資する観点から、運営費交付金及び競争的資金による出張の際のマイルージについての取扱いに関する基本方針を平成 21 年 12 月 15 日付けで定め、業務出張により取得したマイルージを私的に使用するのではなく、業務上の出張に活用している。</p> <p>【執行体制】 契約の執行について、契約担当役である理事長が行い、その補助者である総務課長、または、契約第一係が予定価格調書案の作成等必要書類の作成を行った上で契約同等を起案している。また、締結した契約については、契約監視委員会において契約内容等の点検を行っている。なお、平成 22 年度に会計処理マニュアルを改訂し、契約事務処理の明確化・効率</p> | <p>・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、契約担当役である理事長が行い、その補助者である総務課長、または、契約第一係が予定価格調書案の作成等必要書類の作成を行った上で契約同等を起案し、締結した契約については、契約監視委員会において契約内容等の点検を行う取組を行っていることなどから、体制は整備され、執行等は</p> |
|---|--|---|

化を通じて執行体制の充実に努めている。

【審査体制】

法人のコンプライアンス推進体制の整備として、監査・コンプライアンス室を設置し、すべての起案文書について、監査・コンプライアンス室において審査を実施している。

【契約監視委員会の審議状況】

平成 21 年 12 月 14 日付けで契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・見直しを実施した。なお、審査の強化のため公認会計士の委員を平成 23 年度から 1 名増員している。

また、平成 20 年度から公認会計士の資格をもつ外部の者を監事監査の補助職員として、監事監査を実施しているが、平成 24 年度においても同様に実施した。

・契約監視委員会の開催状況

ア)構成 監事 2 名、外部有識者(公認会計士)2 名

イ)開催状況 第 1 回 平成 25 年 1 月 25 日

第 2 回 平成 25 年 3 月 21 日

適切に行われている。

【随意契約等見直し計画】

・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

| | ① 平成 20 年度実績 | | ②見直し計画 (H22 年 4 月公表) | | ③平成 24 年度実績 | | ②と③の比較増減(見直し計画の進捗状況) | |
|----------|--------------|---------|----------------------|---------|-------------|---------|----------------------|---------|
| | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) |
| 競争性のある契約 | 24 | 107,771 | 26 | 123,391 | 13 | 169,559 | △13 | 46,168 |
| 競争入札 | 21 | 100,974 | 25 | 122,259 | 12 | 168,441 | △13 | 46,182 |

・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切に行われており、改善への努力と成果が見られる。

| | | | | | | | | |
|-----------|----|---------|----|---------|----|---------|-----|--------|
| 企画競争、公募等 | 3 | 6,797 | 1 | 1,132 | 1 | 1,117 | 0 | △15 |
| 競争のない随意契約 | 6 | 29,058 | 4 | 13,439 | 4 | 12,644 | 0 | △795 |
| 合計 | 30 | 136,829 | 30 | 136,829 | 16 | 182,203 | △13 | 45,374 |

【原因、改善方策】

随意契約の見直しとして十分な公告期間の確保に努めた。(一般競争入札の公告期間を国の基準では10日以上のところ20日としている。)真にやむを得ない競争性のない随意契約4件(水道、ガス、図書館システムの期間延長による変更契約、科学研究費補助金による契約で取扱業者が1社だけのため)を除き、一般競争または公募等としている。

【再委託の有無と適切性】

政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成21年12月9日政委第35号)」により指摘のあった再委託の把握措置について、会計細則第59条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。なお、平成24年度において再委託実績はない。

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。

・再委託の把握措置について、会計細則第59条において再委託の把握措置に関する条項を定められている。なお、平成24年度において再委託実績はない。

・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

【一者応札・応募の状況】

| | ① 平成20年度実績 | | ② 平成24年度実績 | | ① ②の比較増減 | |
|------------------|------------|------------|------------|------------|----------|------------|
| | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) |
| 競争性のある契約 | 24 | 107,771 | 13 | 169,559 | △ 11 | 61,788 |
| うち、一者応札・応募となった契約 | 3 | 6,773 | 3 | 18,551 | 0 | 11,778 |
| 一般競争契約 | 21 | 100,974 | 12 | 168,441 | △ 9 | 67,467 |
| 指名競争契約 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企画競争 | 1 | 3,775 | 0 | 0 | △1 | △3,775 |
| 公募 | 2 | 3,022 | 1 | 1,117 | △1 | △1,905 |
| 不落随意契約 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【原因、改善方策】

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・応募になった案件を中心に点検を実施し、随意契約については真にやむを得ないものに限るとともに、一者応札・応募については①入札参加要件の緩和(必要最小限の競争参加資格の等級にしている。)、②詳細な調達情報の提供(調達予定をあらかじめウェブサイトに掲載、物品・役務について公告と同時に仕様書等(PDF版)をウェブサイトに掲載)、③十分な公告期間の確保等(一般競争入札の公告期間を国の基準を越え20日にしている。)等の見直しを行った。しかしながら、電気の入札においては、政府調達による入札であったが一者応札となり、エレベーターの修理に関する入札については、保守を行っていないエレベーターの修理は事故が発生した際に責

・一般競争入札等における一者応札・応募の状況は平成24年度は電気、手話通訳などの3件であり、その原因について、適切に検証されている。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当である。

・契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施されている。

(勧告の方向性)

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

| | | |
|--|---|---|
| <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。</p> <p>【関連法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 <p>【管理運営の適正化】 (勧告の方向性)</p> <p>管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。</p> <p>なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。</p> <p>また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。</p> | <p>任の所在が曖昧になるため保守業者のみの入札、専門研修における手話通訳について、一者応札となった。これらについて、契約監視委員会で点検・見直しを行ったが、妥当と判断された。</p> <p>【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】</p> <p>入札参加要件は、必要最小限の競争参加資格の等級としており、制限的な応札条件は設定していない。</p> <p>【関連法人の有無】</p> <p>なし</p> <p>【管理運営の適正化状況】</p> <p>○中期計画において、「管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費 3%以上、業務経費 1%以上の業務の効率化を図る。」こととしている。</p> <p>当研究所の施設管理運営については、電気の一般競争入札を実施し、また、警備業務、自動ドア保守業務、エレベーター保守業務等についても一般競争入札による複数年契約を行い、経費の節減を行っている。</p> <p>また、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため、他の独立行政法人等から官民競争入札の取組状況の情報収集を行い、平成 28 年度導入予定の電子計算機システム一式を含め当研究所で官民競争入札等を導入できる事業があるかを検討しているところである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。 ・対前年度比一般管理費 3%以上、業務経費 1%以上の業務の効率化を図る目標を定めている。 ・当研究所の施設管理運営については、電気の一般競争入札を実施し、また、警備業務、自動ドア保守業務、エレベーター保守業務等についても一般競争入札による複数年契約を行い、経費の節減を行っていることなど、業務の質の維持・向上及び経費の削減の推進を図っている。 |
|--|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| <p>【情報セキュリティ対策】</p> <p>「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進したか。</p> | <p>【情報セキュリティ対策の取組状況】</p> <p>○第2次情報セキュリティ基本計画及び政府機関統一基準を踏まえ、情報セキュリティ監査責任者・実施者の設置等体制の見直し・再整備及び障害対応手順、教育・訓練計画等情報セキュリティ対策の見直し・再整備を進めるとともに、平成24年度においては、以下の対策を実施した。</p> <p>情報セキュリティ対応については、セキュリティ意識の向上及び被害を未然に防止することを目的として、情報セキュリティの概念と用語及び具体的な事象と対策などを内容とするeラーニング形式の研修を全職員に対して実施した。</p> <p>また、平成24年12月に更新した電子計算機システム(ネットワークシステムを含む。)では、不正侵入を防止するため最新のファイアウォールを導入するとともに、セキュリティに関する設定については、接続拒否等のスパム(「迷惑メール」)対策機能及び自動検出・駆除等のウィルス対策機能などネットワーク環境下の安全対策の見直しを行った。</p> | <p>・「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、eラーニング形式の研修を全職員に対して実施するなど適切な対策を推進した。</p> |
|---|---|---|

| 【(大項目)3】 | Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画 | 【評定】 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--------------------|---------|-----|---|-------|-----|--------|---------|---------|---------|---------|-------------|--------|--------|---------|---------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|---|-----|-----|--|-----|-------|--------|-------|--|---------|-------|-------|---|--|---|-----------|-----------|
| 【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 | | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | A | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価基準 | 実績 | | | | 分析・評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【収入】 | 【平成 24 年度収入状況】 (単位:千円) | | | | <p>・基本情報の財務諸表、財務情報、経費削減の効率化目標との関係等から、前項の効率化・計削減策の実行も含めて適切に管理運営されていると評価できる</p> <p>・効率化目標が中期目標期間中对前年で、一般管理費 3%以上、業務経費 1%以上となっているが、実績は大幅に上回っている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差引増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>988,509</td> <td>938,593</td> <td>△49,916</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 年度運営費交付金</td> <td>48,121</td> <td>48,121</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>23,345</td> <td>19,467</td> <td>△3,878</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄附金収入</td> <td>0</td> <td>590</td> <td>590</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>4,500</td> <td>10,707</td> <td>6,207</td> <td></td> </tr> <tr> <td>科研費間接経費</td> <td>6,672</td> <td>6,672</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,071,147</td> <td>1,024,150</td> <td>△46,997</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 収入 | 予算額 | 決算額 | | 差引増減額 | 備考 | 運営費交付金 | 988,509 | 938,593 | △49,916 | | 23 年度運営費交付金 | 48,121 | 48,121 | 0 | | 施設整備費補助金 | 23,345 | 19,467 | △3,878 | | 寄附金収入 | 0 | 590 | 590 | | 雑収入 | 4,500 | 10,707 | 6,207 | | 科研費間接経費 | 6,672 | 6,672 | 0 | | 計 | 1,071,147 | 1,024,150 |
| 収入 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営費交付金 | 988,509 | 938,593 | △49,916 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 年度運営費交付金 | 48,121 | 48,121 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設整備費補助金 | 23,345 | 19,467 | △3,878 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寄附金収入 | 0 | 590 | 590 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雑収入 | 4,500 | 10,707 | 6,207 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科研費間接経費 | 6,672 | 6,672 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 1,071,147 | 1,024,150 | △46,997 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【支出】 | <p>【主な増減理由】 収入の減は、主に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し削減したことによる。施設設備費の収入の減については、競争入札により、当初の予定額を下回ったため。</p> <p>【平成 24 年度支出状況】 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支出</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差引増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>238,280</td> <td>182,393</td> <td>55,887</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、人件費</td> <td>157,938</td> <td>125,170</td> <td>32,768</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、物件費</td> <td>80,342</td> <td>57,223</td> <td>23,119</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 支出 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 | 一般管理費 | 238,280 | 182,393 | 55,887 | | うち、人件費 | 157,938 | 125,170 | 32,768 | | うち、物件費 | 80,342 | 57,223 | 23,119 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 238,280 | 182,393 | 55,887 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち、人件費 | 157,938 | 125,170 | 32,768 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち、物件費 | 80,342 | 57,223 | 23,119 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---------|-----------|---------|---------|--|
| 事業経費 | 802,850 | 775,138 | 27,712 | |
| うち、人件費 | 581,458 | 527,984 | 53,474 | |
| うち、物件費 | 221,392 | 247,154 | △25,762 | |
| 施設費 | 23,345 | 19,467 | 3,878 | |
| 寄附金 | 3,080 | 3,670 | △590 | |
| 科研費間接経費 | 6,672 | 6,672 | 0 | |
| 計 | 1,074,227 | 987,340 | 86,886 | |

【主な増減理由】

支出の減は、主に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し削減したことによる。

【平成 24 年度収支計画】

(単位:千円)

【収支計画】

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差引増減額 |
|------|-----------|-----------|---------|
| 費用の部 | 993,009 | 983,347 | △9,662 |
| 収益の部 | 993,009 | 985,187 | △7,822 |
| 計 | 1,986,018 | 1,968,534 | △17,484 |

【主な増減理由】

費用の部、収益の部の減の主な理由は退職者の不補充による。

【平成 24 年度資金計画】

(単位:千円)

【資金計画】

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差引増減額 |
|------|-----------|-----------|---------|
| 資金支出 | 1,016,354 | 987,340 | △29,014 |
| 資金収入 | 1,016,354 | 1,024,150 | 7,796 |

【主な増減理由】

資金収入の増は、主に自己収入の科研費間接経費などの獲得による。

資金支出の減は、主に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する

| | | |
|---|---|---|
| <p>【財務状況】 (当期総利益(又は当期総損失))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。 ・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。 <p>(利益剰余金(又は繰越欠損金))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 ・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。 <p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ・ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。 <p>(溜まり金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる溜まり金の精査において、運営費 | <p>る法律に準拠し削減したことによる。</p> <p>【当期総利益(当期総損失)】 当期総利益(平成 24 年度) 1,840 千円</p> <p>【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】 会計処理で生じるファイナンス・リースの影響額が 1,733,825 円であり、自己収入の未使用分が 105,833 円である。</p> <p>【利益剰余金】 利益剰余金(平成 24 年度) 3,195 千円</p> <p>【繰越欠損金】 なし</p> <p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】 4.2% 当研究所で確保した自己都合退職手当の残高及び、退職者の不補充によるものであり、平成 25 年度の国や教育現場の喫緊の課題に対応した研究の実施、自己都合退職者の退職手当、施設の修繕費用に充てるものとする。なお、24 年度計画の事業で未実施のものはない。</p> <p>【業務運営に与える影響の分析】 年度計画の事業で未実施のものはなく、業務運営に与える影響はない。</p> <p>【溜まり金の精査の状況】 精査の結果なし</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされている。 ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は、会計処理で生じるファイナンス・リースの影響額等によるものであり、法人の業務運営に問題等があることによるものではない。 ・ 過大な利益となっていない。 ・ 繰越欠損金はない。 ・ 未執行率は 4.2%である。また当研究所で確保した自己都合退職手当の残高及び、退職者の不補充によるものであり、理由は明らかにされている。 ・ 年度計画の事業で未実施のものはなく、運営費交付金の未執行が業務運営に与える影響はない。 ・ 精査した結果、いわゆる溜まり金はなかった。 |
|---|---|---|

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。 | | |
|------------------------------------|--|--|

| 【(大項目)4】 IV 短期借入金の限度額 | | 【評定】 | | | |
|--|--|-------------|-----|-----|-----|
| 【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 限度額3億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 | | - | | | |
| | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | - | - | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| | | | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | |
| ・ 短期借入金はあるか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。 | 【短期借入金の有無及び金額】 なし 【必要性及び適切性】 | 短期借入金はない。 | | | |

| 【(大項目)5】 V 重要な財産の処分等に関する事項 | | 【評定】 A | | | |
|---|---|---|-----|-----|-----|
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。</p> <p>(2) 職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。</p> | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | A | A | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| | | - | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | |
| <p>【実物資産】</p> <p>(保有資産全般の見直し)</p> <p>・ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。</p> | <p>【実物資産の保有状況】※以下の実績について可能な限り記載</p> <p>① 実物資産の名称と内容、規模</p> <p>国立特別支援教育総合研究所研究管理棟・センター棟 国立特別支援教育総合研究所研修棟 国立特別支援教育総合研究所研修員宿泊棟 国立特別支援教育総合研究所防災用品備蓄倉庫</p> <p>② 保有の必要性(法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等)</p> <p>国立特別支援教育総合研究所研究管理棟・センター棟: 本研究所の本部業務、研究活動に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所研修棟: 本研究所の実施する研修事業に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所研修員宿泊棟: 本研究所の実施する研修事業に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所防災用品備蓄倉庫: 本研究所の防災用品備蓄倉庫として必要な施設である。</p> <p>③ 有効活用の可能性等の多寡</p> <p>本部業務、研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動に必要であり有効に使用している。</p> <p>④ 見直し状況及びその結果</p> | <p>・実物資産について、研究管理棟、センター棟、研修棟、研修員宿泊棟は研究所の日々の業務を実施するために必要な資産であり、規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切である。</p> <p>職員研修館は見直しの結果、平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始した。</p> <p>項目ごとの実績により不断の見直し、確認が行われていると評価できる。</p> | | | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>・「<u>勧告の方向性</u>」や「<u>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針</u>」、「<u>独立行政法人の職員宿舎の見直し計画</u>」、「<u>独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画</u>」等の政府方針を踏まえて、<u>宿舎戸数</u>、<u>使用料の見直し</u>、<u>廃止等</u>とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。</p> <p>(勧告の方向性)</p> <p>・研究連絡スペースとして東京都内に設置しているリエゾンオフィスについては、既存の施設は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するものとする。</p> <p>・保有資産については、上記に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。</p> <p>また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等</p> | <p>※見直しの結果、処分又は有効活用を行うものとなった場合 職員研修館は平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始した。</p> <p>⑤ 処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況 職員研修館は平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始した。</p> <p>⑥ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況/進捗状況 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、「職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。」及び「リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。」こととされた。 平成 22 年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成 23 年度から、面積を縮減(45 m²→20 m²)した上で、学術総合センターに他機関と共に集約化した。 職員研修館(鉄筋コンクリート造、平屋建、131 m²)は昭和 46 年度に当研究所の設立に併せ設置したものであるが、平成 23 年度に当研究所内に設置している施設環境委員会において検討した結果、</p> <p>①職員研修館の設置当初の目的(主として研修・講習事業の実施の際の外部講師及び研究目的で来所する外部研究者のための宿泊施設)は終えたものと判断されるため、職員研修館としての用途は廃止することが妥当である。</p> <p>②しかし、本施設の設置位置が公道と接していない敷地内に設置されているため売却が困難であり、また、鉄筋コンクリート造で建築されたもののため平成 23 年度期末簿価より解体費用が高くなることが見込まれるため、当該施設を防災用品備蓄倉庫として有効利用を図ることが適切である。</p> <p>③なお、防災用品備蓄倉庫としての利用開始時期は、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから別途状況を見ながら判断する。 との結論を得、これを受けて研究所の決定とした。</p> | <p>・職員研修館は見直しの結果、平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始した。</p> <p>・政府方針を踏まえて、リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成 23 年度から、面積を縮減(45 m²→20 m²)した上で、学術総合センター(千代田区一ツ橋)に他機関と共に集約化したこと、職員研修館は、平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫としたことなどから、法人の見直しが適時適切に実施されている。 なお、職員宿舎は、保有していない。</p> <p>・リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成 23 年度から、面積を縮減(45 m²→20 m²)した上で、学術総合センター(千代田区一ツ橋)に他機関と共に集約化した。</p> <p>・「<u>勧告の方向性</u>」や「<u>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針</u>」に従い、検討と確認及び処置が適切に行われている。</p> |
|--|---|--|

| | | |
|---|--|---|
| <p>の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知又は送付する事項を参考にするものとする。</p> <p>職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進めているか。</p> <p>(基本方針)</p> <p>職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。</p> <p>リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。 | <p>上記決定をうけ平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始した。</p> <p>なお、職員宿舎は、保有していない。</p> <p>⑦基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況</p> <p>研究管理棟は、研究活動、教育相談活動、所内外の会議、管理的業務等、各種業務を行うための施設である。</p> <p>センター棟は、情報普及活動のために必要な電子計算機室(サーバ室含む。)、図書室等の施設である。</p> <p>研修棟は、研修事業実施のため研修講義用の講義室が配置されている施設である。</p> <p>研修員宿泊棟は、当研究所の研修事業は宿泊型であり研修受講者のための宿泊施設である。</p> <p>研修棟・研修員宿泊棟の利用状況は、特別支援教育専門研修(約 2 か月)を年 3 回、各種協議会(各 2~3 日)を年 4 回実施し、延日数は 201 日、延人数は 538 名が研修施設を使用している。なお、外部への貸出しを実施しており、研修業務に支障がない範囲で特別支援教育の振興に資する利用団体に貸し出ししている。</p> <p>その他の施設については、自然災害に対応するための防災用品備蓄倉庫、上記研究管理棟等の施設を維持するための電気室、変電室などの基礎的な施設である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修館は用途廃止とし、平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫とした。 ・リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成 23 年度から、面積を縮減(45 m²→20 m²)した上で、学術総合センター(千代田区一ツ橋)に他機関と共に集約化した。 ・実物資産について、研究管理棟、センター棟、研修棟、研修員宿泊棟は研究所の日々の業務を実施するために必要な資産であり、これらについて利用状況は把握され、必要性等は検証されている。 |
|---|--|---|

| | | |
|--|---|--|
| <p>・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。</p> <p>・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。</p> <p>【金融資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <p>・金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。</p> <p>・資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> | <p>これらの資産は、研究所の業務を実施するために必要な資産である。</p> <p>⑧見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。</p> <p>⑨ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組 保有資産の有効活用、自己収入の増大を図るため、資産貸付料収入の見直し、著作権の設定を行っている。 ・資産貸付料については、平成 24 年度から平成 27 年度の間、段階的に改定することとした。 平成 24 年度資産貸付料収入:8,259 千円 ・著作権の設定については、研究成果のうち教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめたものを出版社と出版契約を結んで、印刷部数に応じた収入を得ている。 平成 24 年度著作権収入:1,662 千円</p> <p>【金融資産の保有状況】 金融資産については、平成 24 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>① 金融資産の名称と内容、規模 該当なし</p> <p>② 保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性) 該当なし</p> <p>③ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無 該当なし</p> <p>④ 金融資産の売却や国庫納付等の取組状況／進捗状況 該当なし</p> | <p>・実物資産について、見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。</p> <p>・資産貸付料については、平成 24 年度から平成 27 年度の間、段階的に改定すること、ガイドブックやマニュアル等としてまとめたものを出版社と出版契約を結んでいることなどから、実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切である。</p> <p>・金融資産については、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切である。</p> <p>・資産の売却や国庫納付等の予定はない。</p> |
|--|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の運用状況は適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。 <p>(債権の管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加してい | <p>【資金運用の実績】</p> <p>金融資産については、平成 24 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>【資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容】</p> <p>なし</p> <p>【資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容】</p> <p>なし</p> <p>【資金の運用体制の整備状況】</p> <p>金融資産については、平成 24 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】</p> <p>資金を運用していない。</p> <p>【貸付金・未収金等の債券と回収の実績】</p> <p>平成 25 年 6 月末までに、全て回収予定である。</p> <p>【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】</p> <p>なし。少額の未収金であり、毎年 6 月末頃までに、回収が完了する計画である。</p> <p>【回収計画の実施状況】</p> <p>※計画と実績に差がある場合、その要因分析結果も記載。 該当なし</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金額を踏まえるとの判断は適切と考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・運用を行っていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・運用を行っていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金、未収金等の債権について、平成 25 年 6 月末までに、全て回収予定である。貸付金、未収金等の債権は少額であり、毎年 6 月末頃までに、回収が完了する予定である。 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年 6 月末頃までに、回収が完了する計画である。 |
|--|--|--|

| | | |
|---|--|---|
| <p>る場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。</p> <p>・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し)</p> <p>・特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。</p> <p>・検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <p>・特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。</p> | <p>【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】 該当なし</p> <p>【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合】 ※割合が増加している場合にはその要因分析 該当なし</p> <p>【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】 該当なし</p> <p>【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】 知的財産については、保有していないが、研究成果刊行物の著作権については出版社と出版契約を交わし管理している。また、研究所のロゴマークは商標登録している。 平成24年度の著作権収入は1,662千円であった。</p> <p>【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況】 現在、整理を行うこととなっている知的財産はない。</p> <p>【出願に関する方針の有無】 多数の申請は見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> <p>【出願の是非を審査する体制整備状況】 本研究所に発明委員会を組織し、同委員会において、職務発明等に係る知的財産の管理等を行うこととしている。</p> <p>【活用に関する方針・目標の有無】 多数の申請は見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> | <p>・研究所が所有する著作権については出版社と出版契約を交わし適切に管理されている。</p> <p>・知的財産の整理等を行うことになっていない。</p> <p>・多数の申請は見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---|--|----------------------------|
| <p>・実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。</p> | <p>【知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況】 本研究所に発明委員会を組織し、同委員会において審議する。</p> <p>【実施許諾に至っていない知的財産について】</p> <p>① 原因・理由 知的財産については、保有していない。</p> <p>② 実施許諾の可能性 該当なし</p> <p>③ 維持経費等を踏まえた保有の必要性 該当なし</p> <p>④ 保有の見直しの検討・取組状況 該当なし</p> <p>⑤ 活用を推進するための取組 知的財産については、保有していないが、研究成果刊行物の著作権については出版社と契約を交わし管理している。また、研究所のロゴマークは商標登録している。</p> | <p>・知的財産については、保有していない。</p> |
|---|--|----------------------------|

| 【(大項目)6】 VI 外部資金導入の推進 | | 【評定】 | | | |
|---|--|---|-----|-----|-----|
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。</p> <p>また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。</p> | | A | | | |
| | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | A | A | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | |
| <p>関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努めたか。</p> <p>また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めたか。</p> | <p>○競争的資金の獲得については、平成24年度科学研究費助成事業に新規課題21課題を申請し、新規8課題が採択された。</p> <p>また、継続5課題とともにこの新規8課題の交付を申請、24年度額を受領し、当該研究を実施した。</p> <p>この他、他研究機関から研究分担者として、延べ7名計1,859千円(直接経費1,430千円、間接経費429千円)の配分を受け、研究を実施した。</p> <p>なお、平成25年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金、学術研究助成基金)に新規課題19課題(うち、基盤研究(B)2、基盤研究(C)10、挑戦的萌芽研究4、若手研究(B)3)を申請した。</p> <p>○競争的資金の獲得については、研究班においても、国等の各種資金制度を活用し、研究資金の獲得に努めることとしている。特に、科学研究費については、研究計画調書等の作成に当たり、当該部長の他、上席総括研究員が申請者である研究職員のアドバイザー役となるなど、競争的資金の獲得に向けて、組織的に取り組んでいる。</p> <p>○平成24年度の自己収入の目標額12,700千円に対し、実績17,969千円であり、目標額を上回ることができた。</p> <p>内訳は以下のとおりである。</p> <p>・資産貸付収入8,259千円、文献複写料収入33千円、雑益(間接経費他)9,087千円、寄附金590千円。</p> <p>なお、寄附金590千円は、大和ハウス工業(株)からの申し出があり、受け入れたものである。預り寄附金として受け入れ、当研究所が開発した、あるいは当研究所が開発に協力した教育支援機器等を展示しているiライブラリーの整備充実のための経費に充当した。</p> <p>○当研究所は、障害のある子どもの教育により一層の振興を図るため、広く国民からの寄附金を募り、随時受入れている。</p> | <p>・競争的資金の獲得について、特に科学研究費では、研究計画調書等の作成に当たり、当該部長の他、上席総括研究員が申請者である研究職員のアドバイザー役となるなど、組織的に取り組んでおり、平成24年度科研費の採択率は38%(21件申請8件採択)であり、成果が上がっている。</p> <p>・競争的資金の実績については、平成23年度5件、平成24年度8件、計13件で27.3百万円の交付を受けている。この拡大は大いに評価できる。</p> <p>今後、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして競争的資金に応募することについては、改めてその意義を検証し、大学等との連携の下で共同研究として積極的に申請するよう努める必要がある。</p> <p>・広く国民からの寄附金を募り、平成24年度は大和ハウス工業(株)寄附金590千円を受け入れている。</p> <p>また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努め、目標額を上回った自己収入を上げている。</p> | | | |

| 【(大項目)7】 VII 剰余金の使途 | | 【評定】 | | | |
|---|--|---|-----|-----|-----|
| 【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。 | | - | | | |
| | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | - | - | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| | | | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。 目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されているか。 | 【利益剰余金の有無及びその内訳】 平成 24 年度の利益剰余金は 3,194,534 円となっている。 内訳:平成 23 度積立金 1,354,876 円、平成 24 年度未処分利益 1,839,658 円 【利益剰余金が生じた理由】 平成 24 年度の未処分利益(内当期総利益)1,839,658 円のうち会計処理で生じるファイナンス・リースの影響額が 1,733,825 円であり、自己収入の未使用分が 105,833 円である。 【目的積立金の有無及び活用状況】 なし | <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度の利益剰余金は 3,194,534 円。要因は平成 23 度積立金 1,354,876 円、平成 24 年度未処分利益 1,839,658 円であり適切である。 目的積立金はない。 | | | |

| 【(大項目)8】 | Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | 【評定】 | | | |
|--|---|--|-----|-----|-----|
| <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。</p> <p>(2)施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。</p> <p>(3)人事に関する計画</p> <p>① 方針 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。</p> <p>② 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。</p> <p>(参考)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,102百万円 但し、上記の額は、国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。</p> <p>③ その他 ・客員研究員等の活用による研究活動の活性化 ・人事交流の促進</p> <p>(4)中期目標期間を越える債務負担に関する計画 電子計算機の賃貸借期間平成24年12月から28年11月までの4年間</p> | | A | | | |
| | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | A | A | | |
| | | 実績報告書等 参照箇所 | | | |
| 評価基準 | 実績 | 分析・評価 | | | |
| 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行ったか。 | <p>○平成24年度～27年度科研費(若手研究B)「自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究」(研究代表者:柳澤亜希子(教育情報部研究員))において、筑波大学附属久里浜特別支援学校に、研究協力機関としての協力を求め研究を推進した。本年度は、日本自閉症スペクトラム学会(平成24年8月25日、つくば市)において、同校幼稚部と「知的障害を有する自閉症のある子どもの幼児期の教育で大切にすべきこと」と題して自主シンポジウムを行った。</p> <p>○当研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校の主催により「世界自閉症啓発デー2012 in 横須賀」を平成24年4月21日に開催した。本シンポジウムにおいて、筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぽぽの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTAらと共に企画や広報活動を行い、当日は251名の参加者があった。</p> <p>○東日本大震災をうけ、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校と</p> | <p>・国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設置し、実際的な研究等についての相互協力についての連絡調整を行っている。</p> <p>・筑波大学附属久里浜特別支援学校の授業研究会、実践研究会へ研究職員が参加している。</p> <p>また、研究職員の科学研究費の研究課題において久里浜特別支援学校と連携している。</p> | | | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 <p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 人事管理は適切に行われているか。 <p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。 <p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。 | <p>「防災及び災害応急対策活動等の相互協力・応援に関する協定書」を締結し、筑波大学附属久里浜特別支援学校より高い位置にある当研究所の施設の一部に、筑波大学附属久里浜特別支援学校が災害対策用品を備蓄するなど、筑波大学附属久里浜特別支援学校と災害対策について連携の強化を図った。</p> <p>【施設及び設備に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>施設及び設備に関する計画は、中期計画に記載している。</p> <p>東・西研修員宿泊棟の火災報知器の交換に際し聴覚障害のある研修員に対応するため、音及び光で災害を知らせる装置を取り付ける工事を行い、災害が発生した際にも速やかに避難が行える措置をとった。また、消火栓を2人で操作するタイプから1人で操作できるタイプに改修し、初期消火に速やかに対応できるようにした。</p> <p>【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員、任期付職員の計画的採用(人事に関する計画) 常勤の研究職員については、研究・研修に必要な障害種別等のバランス等を考慮して、欠員の補充等を行っている。 常勤職員の削減状況 平成20年度71名(1名減)、平成21年度72名(1名増)、平成22年度69名(3名減)、平成23年度64名(5名減)、平成24年度62名(2名減) 常勤職員、任期付職員の計画的採用状況 常勤の研究職員については、研究・研修に必要な障害種別等のバランス等を考慮して、欠員の補充等を行っている。 <p>【中期目標期間を超える債務負担とその理由】</p> <p>電子計算機システム一式の賃貸借契約について、平成24年12月から平成28年11月までを契約期間とした契約を行っている。また、図書館システム一式の賃貸借契約について、平成25年8月から平成29年7月までを契約期間とした契約を行っている。これは、複数年契約が一般的であり、かつ、契約金額が廉価となるためである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備に関する計画は有り、順調に進捗している。 人事に関する計画について、常勤の研究職員については、研究・研修に必要な障害種別等のバランス等を考慮して、欠員の補充等を計画的に行っている。 中期目標期間を超える債務負担は電子計算機システム一式の賃貸借契約、図書館システム一式の賃貸借契約が該当する。理由は複数年契約が一般的であり、かつ、契約金額が廉価となるためであり適切である。 |
|--|---|---|

| | | |
|--|----------------------------|-------------|
| | 【積立金の支出の有無及びその用途】 該当なし。 | ・積立金の支出はない。 |
|--|----------------------------|-------------|